

建築基準法関係「告示」線引き集

<注意事項>

- ・はじめに建築基準法と建築基準法施行令に「告示の掲載ページ」を記入し、次に「告示」に線引きを行います。
- ・前半の「告示の掲載ページ」では、記入箇所が強調されるように、建築基準法と建築基準法施行令の線引きはグレー表示としています。それぞれの線引き見本は別途ご確認ください。

<インデックスシール>

- ・法令集 p 371（告示の目次）の右辺の一番上のA行にご自身で「告示」と書いたインデックスシールを貼りましょう。
- ・付属のインデックスシールの無地の残りが無い場合は市販のもの等を使って構いません。

建築基準法と建築基準法施行令に 「告示の掲載ページ」を記入

建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を定める件 (R2 告示 197 号)

法2条六号ロ (p9)

- ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分

告p385←

→告p373

耐火構造の構造方法を定める件 (H12 告示 1399 号)

法2条七号 (p9)

- 七 **耐火構造** 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、**耐火性能** (通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。) に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

告p374←

準耐火構造の構造方法を定める件 (H12 告示 1358 号)

法2条七号の二 (p10)

- 七の二 **準耐火構造** 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、**準耐火性能** (通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口において同じ。) に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

告p388←

→告p380

防火構造の構造方法を定める件 (H12 告示 1359 号)

法2条八号 (p10)

- 八 **防火構造** 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、**防火性能** (建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。) に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

不燃材料を定める件 (H12 告示 1400 号)

法2条九号 (p10)

- 九 **不燃材料** 建築材料のうち、**不燃性能** (通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。) に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

告p387←

防火設備の構造方法を定める件 (H12 告示 1360 号)

法2条九号の二ロ (p10)

- ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の*1 政令で定める**防火設備** (その構造が**遮炎性能** (通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第27条第1項において同じ。) に関して*2 政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。) を有すること。

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件 (H27 告示 255 号)

法 27 条 1 項 (p35)

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して*1 政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして*2 政令で定めるものに、防火戸その他の*3 政令で定める防火設備 (その構造が遮炎性能に関して*4 政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)) を設けなければならない。

告p393
第1

告p405
第2

令 110 条の 2 第二号 (p178)

二 他の外壁の開口部から通常の火災時における火災が到達するおそれがあるものとして国土交通大臣が定めるもの (前号に掲げるものを除く。)

告p405
第3

防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件 (R1 告示 194 号)

法 61 条 (p56)

第 61 条 防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の*1 政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて*2 政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は扉で、高さ 2 m 以下のもの又は準防火地域内にある建築物 (木造建築物等を除く。)に附属するものについては、この限りでない。

告p405

準不燃材料を定める件 (H12 告示 1401 号)

令 1 条五号 (p131)

五 **準不燃材料** 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間第 108 条の 2 各号 (建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号) に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

告p411

難燃材料を定める件 (H12 告示 1402 号)

令 1 条六号 (p131)

六 **難燃材料** 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 5 分間第 108 条の 2 各号 (建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号) に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

告p412

定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件 (H28 告示 240 号)

令 16 条 1 項、3 項一号、二号 (p138)

第 16 条 法第 12 条第 1 項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第 1 (イ) 欄(1) 項から(4) 項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

- 一 地階又は 3 階以上の階を法別表第 1 (イ) 欄(1) 項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が 100㎡以上の建築物
- 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が 1 階にないもの
- 三 法別表第 1 (イ) 欄(2) 項又は(4) 項に掲げる用途に供する建築物
- 四 3 階以上の階を法別表第 1 (イ) 欄(3) 項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000㎡以上の建築物

2 法第 12 条第 1 項の政令で定める建築物は、第 14 条の 2 に規定する建築物とする。

3 法第 12 条第 3 項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

- 一 第 129 条の 3 第 1 項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

■【昇降機】令129条の3第1項⇒205

- 二 防火設備のうち、法第 6 条第 1 項第一号に掲げる建築物で第 1 項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

告p413
第2

告p413
第3

高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件 (H12 告示 2466 号)

令 92 条の 2 (p170)

種類	許容せん断 応力度	長期に生ずる力に 対する許容せん断 応力度 (単位 N/mm)	短期に生ずる力に 対する許容せん断 応力度 (単位 N/mm)
	一面せん断		0.3T ₀
二面せん断		0.6T ₀	

この表において、T₀は、高力ボルトの品質に応じて国土交通大臣が定める基準張力(単位 N/mm)を表すものとする。

告p414
第1 令 94 条 (p171)

第 94 条 第 89 条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

告p412
第1

告p414
第2

令 96 条 (p171)

1

種類	材料強度(単位 N/mm)					
	圧縮	引張り	曲げ	せん断		
炭素鋼	構造用鋼材	F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$	
	高力ボルト	—	F	—	$\frac{F}{\sqrt{3}}$	
	黒皮	—	F	—	—	
		ボルト	—	F	—	$\frac{3F}{4}$ (F が 240 を 超えるボ ルトにつ いて、国 土交通大 臣がこれ と異なる 数値を定 めた場合 は、その 定めた数 値)
	仕上げ	—	F	—	—	
	構造用ケー ブル	—	F	—	—	
	リベット鋼	—	F	—	$\frac{3F}{4}$	
	鋳鋼	F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$	
	ステンレス 鋼	構造用鋼材	F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
		高力ボルト	—	F	—	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
ボルト		—	F	—	$\frac{F}{\sqrt{3}}$	
構造用ケー ブル		—	F	—	—	
鋳鋼		F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$	
鋳鉄	F	—	—	—		

この表において、Fは、第90条の表1に規定する基準強度を表すものとする。

主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件 (R2 告示 249 号)

令 111 条 1 項 (p178)

第 111 条 法第 35 条の 3 (法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号のいずれかに該当する窓その他の開口部を有しない居室 (避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室その他の居室であって、当該居室の床面積、当該居室からの避難の用に供する廊下その他の通路の構造並びに消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び警報設備の設置の状況及び構造に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除く。)とする。

→ 告 p415

防火壁及び防火床の構造方法を定める件 (R1 告示 197 号)

令 113 条 1 項二、三 (p183)

二 通常の火災による当該防火壁又は防火床以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が伝えられた場合に倒壊しないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。

告 p422

三 通常の火災時において、当該防火壁又は防火床で区画された部分 (当該防火壁又は防火床の部分を除く。)から屋外に出た火災による当該防火壁又は防火床で区画された他の部分 (当該防火壁又は防火床の部分を除く。)への延焼を有効に防止できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

→ 告 p422

1 時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件 (R1 告示 195 号)

令 112 条 2 項 (p179)

2 前項の「1 時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。

告 p416

特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件 (H28 告示 696 号)

令 123 条 3 項二 (p190)

二 屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合には、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

告 p423

警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を定める件 (R2 告示 250 号)

令 112 条 18 項ただし書 (p182)

18 建築物の一部が法第 27 条第 1 項各号、第 2 項各号又は第 3 項各号のいずれかに該当する場合には、その部分とその他の部分とを 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。

→ 告 p421

排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分の定める件 (H12 告示 1436 号)

令 126 条の 2 第 1 項五号 (p193)

五 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を考慮して国土交通大臣が定めるもの

→ 告 p426

非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件（H12 告示 1411 号）

令 126 条の 4 第四号（p194）

- 四 避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものとして国土交通大臣が定めるもの

→ 告 p427

非常用の照明装置の構造方法を定める件（S45 告示 1830 号）

令 126 条の 5 第一号ロ、ニ（p194）

- ロ 照明器具の構造は、火災時において温度が上昇した場合であっても著しく光度が低下しないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

→ 告 p428

- ハ 予備電源を設けること。

- ニ イからハまでに定めるもののほか、非常の場合の照明を確保するために必要があるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

→ 告 p428

第1編

4 建築基準法関係告示

建築基準法関係告示 関連条文順・目次

- 法2条六号口関係（令和2年2月27日国土交通省告示197号）
建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により**燃焼するおそれのない部分**を定める件…………… 373
- 法2条七号関係（平成12年5月30日建設省告示1399号）
耐火構造の構造方法を定める件…………… 374
- 法2条七号の二関係（平成12年5月24日建設省告示1358号）
準耐火構造の構造方法を定める件…………… 380
- 法2条八号関係（平成12年5月24日建設省告示1359号）
防火構造の構造方法を定める件…………… 385
- 法2条九号関係（平成12年5月30日建設省告示1400号）
不燃材料を定める件…………… 387
- 法2条九号の二口関係（平成12年5月24日建設省告示1360号）
防火設備の構造方法を定める件…………… 388
- 法27条1項、令110条の2第二号関係（平成27年2月23日国土交通省告示255号）
建築基準法第27条第1項に規定する**特殊建築物の主要構造部**の構造方法等を定める件 …… 393
- 法61条関係（令和元年6月21日国土交通省告示194号）
防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件…………… 405
- 令1条五号関係（平成12年5月30日建設省告示1401号）
準不燃材料を定める件…………… 411
- 令1条六号関係（平成12年5月30日建設省告示1402号）
難燃材料を定める件…………… 412
- 令16条1項、3項一、二号関係（平成28年1月21日国土交通省告示240号）
定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件…………… 412
- 令92条の2、94条、96条関係（平成12年12月26日建設省告示2466号）
高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件…………… 414
- 令111条1項関係（令和2年3月6日国土交通省告示249号）
主要構造部を耐火構造等とすることを要しない**避難上支障がない居室**の基準を定める件…………… 415
- 令112条2項関係（令和元年6月21日国土交通省告示195号）
1時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件…………… 416
- 令112条18項ただし書関係（令和2年3月6日国土交通省告示250号）
警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を定める件…………… 421
- 令113条1項二、三号関係（令和元年6月21日国土交通省告示197号）
防火壁及び**防火床**の構造方法を定める件…………… 422

● 令123条3項二号関係（平成28年4月22日国土交通省告示696号） 特別避難階段 の階段室又は付室の構造方法を定める件……………	423
● 令126条の2第1項五号関係（平成12年5月31日建設省告示1436号） 排煙設備 の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分の定める件……………	426
● 令126条の4第四号関係（平成12年5月31日建設省告示1411号） 非常用の照明装置 を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件……………	427
● 令126条の5第一号口、二関係（昭和45年12月28日建設省告示1830号） 非常用の照明装置 の構造方法を定める件……………	428

建築基準法関係告示 公布日順・目次

昭和45年12月28日建設省告示1830号……………	428
平成12年5月24日建設省告示1358号……………	380
平成12年5月24日建設省告示1359号……………	385
平成12年5月24日建設省告示1360号……………	388
平成12年5月30日建設省告示1399号……………	374
平成12年5月30日建設省告示1400号……………	387
平成12年5月30日建設省告示1401号……………	411
平成12年5月30日建設省告示1402号……………	412
平成12年5月31日建設省告示1411号……………	427
平成12年5月31日建設省告示1436号……………	426
平成12年12月26日建設省告示2466号……………	414
平成27年2月23日国土交通省告示255号……………	393
平成28年1月21日国土交通省告示240号……………	412
平成28年4月22日国土交通省告示696号……………	423
令和元年6月21日国土交通省告示194号……………	405
令和元年6月21日国土交通省告示195号……………	416
令和元年6月21日国土交通省告示197号……………	422
令和2年2月27日国土交通省告示197号……………	373
令和2年3月6日国土交通省告示249号……………	415
令和2年3月6日国土交通省告示250号……………	421

[法2条六号口関係]

建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を定める件

令和2年2月27日国土交通省告示197号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第六号口の規定に基づき、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を次のように定める。

建築基準法(以下「法」という。)第2条第六号口に規定する建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める建築物の部分以外の部分とする。

- 一 隣地境界線等(法第2条第六号に規定する隣地境界線等をいう。以下同じ。)が同一敷地内の2以上の建築物(延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、1の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線であつて、かつ、当該隣地境界線等に面する他の建築物(以下単に「他の建築物」という。)が主要構造部が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第107条各号、同令第107条の2各号、同令第108条の3第1項第一号イ及びロ若しくは同令第109条の3第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する建築物又は同令第136条の2第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物である場合 次のいずれにも該当する建築物の部分

- イ 隣地境界線等から、建築物の階の区分ごとに次の式によって計算した隣地境界線等からの距離以下の距離にある当該建築物の部分

$$d = \max \{D, A(1 - 0.000068 \theta^2)\}$$

この式において、 d 、 D 、 A 及び θ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d 隣地境界線等からの距離(単位 m)

D 次の表の左欄に掲げる建築物の階の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる数値(単位 m)

1階	2.5
2階以上	4

A 次の表の左欄に掲げる建築物の階の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる数値(単位 m)

1階	3
2階以上	5

θ 建築物の外壁面(隣地境界線等に面するものに限る。)と当該隣地境界線等とのなす角度のうち最小のもの(当該外壁面が当該隣地境界線等に平行である場合にあっては、0とする。)(単位 度)

- ロ 他の建築物の地盤面から、次の式によって計算した他の建築物の地盤面からの高さ以下にある建築物の部分

$$h = h_{low} + H + 5\sqrt{1 - (S/d_{floor})^2}$$

この式において、 h 、 h_{low} 、 H 、 S 及び d_{floor} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

h 他の建築物の地盤面からの高さ(単位 m)

h_{low} 他の建築物の高さ(単位 m)

H 次の表の左欄に掲げる他の建築物の高さの区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる数値(単位 m)

5m未満	5
5m以上	10

耐火構造の構造方法を定める件

S 建築物から隣地境界線等までの距離のうち最小のもの（単位 m）
 d_{floor} イに規定する隣地境界線等からの距離のうち最大のもの（単位 m）

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 隣地境界線等から、建築物の階の区分ごとに前号イに掲げる式によって計算した隣地境界線等からの距離以下の距離にある建築物の部分

[法2条七号関係]

耐火構造の構造方法を定める件

平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1399 号

最終改正：令和 5 年 3 月 20 日国土交通省告示第 207 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を次のように定める。

- 第1 壁**の構造方法は、次に定めるもの（第二号ロ、第三号ト及び第七号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。
- 一 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が**2時間**加えられた場合のものに限る。）に適合する**耐力壁である間仕切壁**の構造方法にあっては、次のイからチまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
- イ 鉄筋コンクリート造（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成13年国土交通省告示第1372号第2項の基準によるものにおいて、防火上支障のないものに限る。第5及び第6を除き、以下同じ。）、鉄骨鉄筋コンクリート造鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが平成13年国土交通省告示第1372号第2項の基準によるものにおいて、防火上支障のないものに限る。第5及び第6を除き、以下同じ。）又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが3cm未満のものを除く。）で厚さが10cm以上のもの
- ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが4cm以上の鉄網モルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
- ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが5cm以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの
- ニ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が8cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5cm以上のもの
- ホ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが3.5cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
- ヘ 木片セメント板の両面に厚さ1cm以上モルタルを塗ったものでその厚さの合計が8cm以上のもの
- ト 軽量気泡コンクリートパネルで厚さが7.5cm以上のもの
- チ 中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部分にパーライト又は気泡コンクリートを充填したもので、厚さが12cm以上であり、かつ、肉厚が5cm以上のもの
- 二 令第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が**1.5時間**加えられた場合のものに限る。）に適合する**耐力壁である間仕切壁**の構造方法にあっては、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

- イ 前号に定める構造
- ロ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両面に、防火被覆（強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を95%以上、ガラス繊維の含有率を0.4%以上とし、かつ、ひる石の含有率を2.5%以上としたものに限る。以下同じ。）を3枚以上張ったもので、その厚さの合計が63mm以上のものに限る。）が設けられたもの
- 三 令第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次のイからトまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
- イ 前号に定める構造
- ロ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが7cm以上のもの
- ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面に塗厚さが3cm以上の鉄網モルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
- ニ 軸組を鉄骨造とし、その両面に厚さが4cm以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの
- ホ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が5cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが4cm以上のもの
- ヘ コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造又は石造で肉厚及び仕上材料の厚さの合計が7cm以上のもの
- ト 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの
- (1) 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上のもの
 - (2) 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が36mm以上のものの上に厚さが8mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を張ったもの
 - (3) 厚さが15mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが50mm以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの
- 四 令第107条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、前号に定める構造とすることとする。
- 五 令第107条に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が2時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、第一号に定める構造とすることとする。
- 六 令第107条に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が1.5時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、第二号又は前号に定める構造とすることとする。
- 七 令第107条に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
- イ 前号に定める構造
- ロ 第三号イからホまでのいずれかに該当する構造
- ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ第三号ト(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆（屋外側の防火被覆が(1)又は(2)に該当するものにおいて、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張った場合又はモルタル若しくはしっくいを塗った場合に限る。）が設けられたもの
- 八 令第107条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあっては、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。
- イ 前号に定める構造
- ロ 気泡コンクリート又は繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）の両面に厚さが3mm以上

耐火構造の構造方法を定める件

の繊維強化セメント板（スレート波板及びスレートボードに限る。）又は厚さが6mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を張ったもので、その厚さの合計が3.5cm以上のもの

- 九 令第107条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあっては、前号に定める構造とすることとする。

第二 柱の構造方法は、次に定めるもの（第二号ハ、第三号ロ並びに第四号ニ及びヘに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

- 一 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が3時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、小径を40cm以上とし、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

- イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが6cm未満のものを除く。）
- ロ 鉄骨を塗厚さが8cm（軽量骨材を用いたものについては7cm）以上の鉄網モルタル、厚さが9cm（軽量骨材を用いたものについては8cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが9cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの

- 二 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が2時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

- ロ 小径を25cm以上とし、かつ、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する構造とすること。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが5cm未満のものを除く。）
- (2) 鉄骨を塗厚さが6cm（軽量骨材を用いたものについては5cm）以上の鉄網モルタル、厚さが7cm（軽量骨材を用いたものについては6cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが7cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの
- (3) 鉄骨を塗厚さが4cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの

ハ 鉄骨（断面積（mm²）で表した面積とする。以下同じ。）を加熱周長（mm）で表した長さとする。以下同じ。）で除した数値が6.7以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが9mm以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの

- (1) 厚さが50mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が0.35以上のものに限る。）に限る。）
- (2) 厚さが55mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が0.15以上のものに限る。）に限る。）

- 三 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が1.5時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

- ロ 木材又は鉄材に防火被覆（強化せっこうボードを3枚以上張ったもので、その厚さの合計が63mm以上のものに限る。）が設けられたもの

- 四 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が1時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

- ロ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造

ハ 鉄骨を塗厚さが4cm（軽量骨材を用いたものについては3cm）以上の鉄網モルタル、厚さが5cm（軽量骨材を用いたものについては4cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが5cm以上のれんが若し

- くは石で覆ったもの
- ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が6.7以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが9mm以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの
 - (1) 吹付け厚さが35mm以上の吹付けロックウール（かさ比重が0.3以上のものに限る。）
 - (2) 厚さが20mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が0.35以上のものに限る。）に限る。）
 - (3) 厚さが27mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が0.15以上のものに限る。）に限る。）
 - (4) 厚さが35mm以上の軽量気泡コンクリートパネル
 - ホ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5cm以上のもの
 - ヘ 木材又は鉄材に防火被覆（強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が46mm以上のものに限る。）が設けられたもの

第3 床の構造方法は、次に定めるもの（第二号口及び第三号ホに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

- 一 令第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が**2時間**加えられた場合のものに限る。）に適合する床の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
 - イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが10cm以上のもの
 - ロ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が8cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5cm以上のもの
 - ハ 鉄材の両面を塗厚さが5cm以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
- 二 令第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が**1.5時間**加えられた場合のものに限る。）に適合する床の構造方法は、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。
 - イ 前号に定める構造
 - ロ 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その表側の部分及びその裏側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せっこうボードを3枚以上張ったもので、その厚さの合計が63mm以上のものに限る。）が設けられたもの
- 三 令第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が**1時間**加えられた場合のものに限る。）に適合する床の構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
 - イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが7cm以上のもの
 - ロ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が5cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが4cm以上のもの
 - ハ 鉄材の両面を塗厚さが4cm以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
 - ニ 厚さが100mm以上の軽量気泡コンクリートパネル
 - ホ 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、その表側の部分に防火被覆（強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上のものに限る。）が設けられ、かつ、その裏側の部分又は直下

耐火構造の構造方法を定める件

の天井に防火被覆（強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が46mm以上のものに限る。）が設けられたもの

- 第4 はり**の構造方法は、次に定めるもの（第二号ニ、第三号ロ及び第四号ニに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。
- 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が**3時間**加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
- イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが6cm未満のものを除く。）
- ロ 鉄骨を塗厚さが8cm（軽量骨材を用いたものについては7cm）以上の鉄網モルタル、厚さが9cm（軽量骨材を用いたものについては8cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが9cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの
- ハ 鉄骨を塗厚さが5cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの
- 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が**2時間**加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからニまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
- イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが5cm未満のものを除く。）
- ロ 鉄骨を塗厚さが6cm（軽量骨材を用いたものについては5cm）以上の鉄網モルタル、厚さが7cm（軽量骨材を用いたものについては6cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが7cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの
- ハ 鉄骨を塗厚さが4cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの
- ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあつては6.1以上、その他のものにあつては6.7以上のH形鋼に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの
- (1) 厚さが45mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が0.35以上のものに限る。）に限る。）
- (2) 厚さが47mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が0.15以上のものに限る。）に限る。）
- 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が**1.5時間**加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。
- イ 前号に定める構造
- ロ 木材又は鉄材に防火被覆（強化せっこうボードを3枚以上張ったもので、その厚さの合計が63mm以上のものに限る。）が設けられたもの
- 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が**1時間**加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
- イ 前号に定める構造
- ロ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造
- ハ 鉄骨を塗厚さが4cm（軽量骨材を用いたものについては3cm）以上の鉄網モルタル、厚さが5cm（軽量骨材を用いたものについては4cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが5cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの
- ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあつては6.1以上、その他のものにあつては6.7以上のH形鋼に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの

- (1) 第2第四号ニ(1)又は(2)に該当するもの
- (2) 厚さが25mm以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板(かさ比重が0.15以上のものに限る。))に限る。

ホ 第2第四号へに定める構造

- へ 床面からはりの下端までの高さが4 m以上の鉄骨造の小屋組で、その直下に天井がないもの又は直下に不燃材料又は準不燃材料で作られた天井があるもの

第5 令第107条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する**屋根**の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造(第二号及び第七号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とすることとする。

一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

二 たるきを断面の幅及び高さが、それぞれ、50mm以上及び100mm以上の鉄骨(断面積を加熱周長で除した数値が2.3以上のH形鋼及び溝形鋼並びに鋼材の厚さが2.3mm以上のリップ溝形鋼及び角形鋼管に限る。)で造り、これに次の(1)又は(2)のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、野地板に厚さが25mm以上の硬質木毛セメント板又は厚さが18mm以上の硬質木片セメント板を使用し、厚さが0.35mm以上の鉄板又は鋼板でふいたもの

(1) 吹付け厚さが25mm以上の吹付けロックウール(かさ比重が0.28以上のものに限る。)

(2) 厚さが25mm以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板(かさ比重が0.35以上のものに限る。))に限る。

三 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造

四 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入ガラスで造られたもの

五 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ4 cm以上のもの

六 軽量気泡コンクリートパネル

七 下地を**木材**又は鉄材で造り、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井に防火被覆(強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が27mm以上のものに限る。)が設けられたもの

第6 令第107条第一号に掲げる技術的基準に適合する**階段**の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造(第五号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とすることとする。

一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

二 無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造

三 鉄材によって補強されたれんが造、石造又はコンクリートブロック造

四 鉄造

五 けた及び下地を**木材**で造り、かつ、その表側の部分及び裏側の部分に防火被覆(強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が27mm以上のものに限る。)が設けられたもの

[法2条七号の二関係] 準耐火構造の構造方法を定める件

平成 12 年 5 月 24 日建設省告示 1358 号

最終改正：令和 3 年 6 月 7 日国土交通省告示第 514 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を次のように定める。

第1 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号ニ及びホに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

■ 建築基準法施行令（以下「令」という。）第107条の2第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する**耐力壁である間仕切壁**の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。→令112条2項 p179

ロ 建築基準法（以下「法」という。）第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ 次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの

(1) 間柱及び下地を**木材**で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

(i) 令和元年国土交通省告示第195号（以下「1時間準耐火構造告示」という。）第1第一号ハ(1)、(3)又は(7)のいずれかに該当するもの p416

(ii) 厚さが15mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）

(iii) 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの

(iv) 厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの

(v) 厚さが7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ8mm以上せっこうプラスターを塗ったもの

(2) 間柱及び下地を**木材**又は**鉄材**で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)又は(ii)に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を**木材**のみで造ったものを除く。）とすること。

(i) 1時間準耐火構造告示第1第一号ハ(1)又は(3)に該当するもの

(ii) (1)(ii)から(v)までのいずれかに該当するもの

(3) 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(i) 塗厚さが15mm以上の鉄網モルタル

(ii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ10mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

(4) 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(i) 塗厚さが20mm以上の鉄網モルタル又は木ずりしっくい

(ii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(iii) モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの

(iv) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの

(v) 土蔵造

(vi) 土塗真壁造で裏返塗りをしたもの

- (vi) 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に亜鉛鉄板を張ったもの
 (vii) 厚さが25mm以上のロックウール保温板の上に亜鉛鉄板を張ったもの
- 二 1時間準耐火構造告示第1第一号ホに定める構造とすること。この場合において、同号ホ(1)(i)(1)中「4.5cm」とあるのは「3.5cm」と、同号ホ(1)(i)(2)中「6cm」とあるのは「4.5cm」と読み替えるものとする。第三号ホにおいて同じ。
- 三 令第107条の2第二号に掲げる技術的基準に適合する**非耐力壁である間仕切壁**の構造方法にあっては、次に定めるものとする。
- イ 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。
- ロ 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。
- ハ **前号ハ**に定める構造とすること。
- 二 1時間準耐火構造告示第1第二号ニに定める構造とすること。この場合において、同号ニ(1)(i)中「4.5cm」とあるのは「3.5cm」と、「7.5cm」とあるのは「6.5cm」と、同号ニ(1)(ii)中「6cm」とあるのは「4.5cm」と、「9cm」とあるのは「7.5cm」と読み替えるものとする。第四号ニ及び第五号へにおいて同じ。
- 三 令第107条の2に掲げる技術的基準に適合する**耐力壁である外壁**の構造方法にあっては、次に定めるものとする。
- イ 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。
- ロ 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。
- ハ 間柱及び下地を**木材**で造り、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合する構造とすること。
- (1) 屋外側の部分に次の(i)から(vi)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋内側の部分に第一号ハ(1)(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
- (i) 1時間準耐火構造告示第1第三号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当するもの
 (ii) 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの
 (iii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
 (iv) モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの
 (v) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの
 (vi) 厚さが25mm以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの
- (2) 屋外側の部分に次の(i)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋内側の部分に次の(ii)に該当する防火被覆が設けられていること。
- (i) 塗厚さが15mm以上の鉄網軽量モルタル（モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の8%以下のものに限る。）
 (ii) 厚さが50mm以上のロックウール（かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が0.01以上のものに限る。）を充填した上に、せっこうボードを2枚以上張ったものでその厚さの合計が24mm以上のもの又は厚さが21mm以上の強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を95%以上、ガラス繊維の含有率を0.4%以上とし、かつ、ひる石の含有率を2.5%以上としたものに限る。）を張ったもの
- 二 間柱及び下地を**木材**又は**鉄材**で造り、その屋外側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(2)(i)又は(ii)に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を**木材**のみで造ったものを除く。）とすること。
- (1) 1時間準耐火構造告示第1第三号ハ(1)から(3)までのいずれかに該当するもの
 (2) ハ(1)(ii)から(vi)までのいずれかに該当するもの
- ホ 1時間準耐火構造告示第1第一号ホに定める構造とすること。
- 四 令第107条の2第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する**非耐力壁である外壁**の**延焼のおそれのある部分**の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

準耐火構造の構造方法を定める件

- イ 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。
- ロ 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。
- ハ 前号ハ又はニに定める構造とすること。
- ニ 1時間準耐火構造告示第1第二号ニに定める構造とすること。
- 五** 令第107条の2第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する**非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分**の構造方法にあっては、次に定めるものとする。
 - イ 耐火構造とすること。
 - ロ 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。
 - ハ **第三号ハ又はニに定める構造とすること。**
 - ニ 間柱及び下地を**木材**で造り、その屋外側の部分に第三号ハ(1)(i)から(vi)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
 - (1) 厚さが8mm以上のスラグせっこう系セメント板
 - (2) 厚さが12mm以上のせっこうボード
 - ホ 間柱及び下地を**木材**又は鉄材で造り、その屋外側の部分に第三号ニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分にニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を**木材**のみで造ったものを除く。）とすること。
 - ヘ 1時間準耐火構造告示第1第二号ニに定める構造とすること。

第2 令第107条の2第一号に掲げる技術的基準に適合する**柱**の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。
- 二 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。
- 三 **第1第一号ハ(1)(ii)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。**
 - イ 令第46条第2項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。
 - ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和62年建設省告示第1901号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「2.5cm」とあるのは「3.5cm」と、同号ロ中「3cm」とあるのは「4.5cm」と読み替えるものとする。第4第三号ロにおいて同じ。
 - ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和62年建設省告示第1902号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「2.5cm」とあるのは「3.5cm」と、同号ロ中「3cm」とあるのは「4.5cm」と読み替えるものとする。第4第三号ハにおいて同じ。
 - ニ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第3 令第107条の2第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する**床**の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

- 一 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。
- 二 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

- 三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
- イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
- (1) 厚さが12mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下この号において「合板等」という。）の上に厚さが9mm以上のせっこうボード若しくは軽量気泡コンクリートパネル又は厚さが8mm以上の硬質木片セメント板を張ったもの
 - (2) 厚さが12mm以上の合板等の上に厚さ9mm以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又はせっこうを塗ったもの
 - (3) 厚さが30mm以上の木材
 - (4) 畳（ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。）
- ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
- (1) 1時間準耐火構造告示第3第三号ロ(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当するもの
 - (2) 厚さが15mm以上の強化せっこうボード
 - (3) 厚さが12mm以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さが50mm以上のロックウール又はグラスウール（かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。））を設けたものに限る。）
- 四 1時間準耐火構造告示第3第四号に定める構造とすること。この場合において、同号イ(1)(i)中「4.5cm」とあるのは「3.5cm」と、同号イ(1)(ii)中「6cm」とあるのは「4.5cm」と読み替えるものとする。

第4 令第107条の2第一号に掲げる技術的基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。
- 二 第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。
- 三 第3第三号ロ(2)又は(3)に該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第46条第2項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和62年建設省告示第1901号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

ハ 当該はりを有する建築物全体が、昭和62年建設省告示第1902号に定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

ニ 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第5 屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

- 一 令第107条の2第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。
- イ 耐火構造とすること。
- ロ 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。
- ハ 次に定める構造とすること。
- (1) 不燃材料で造るか、又はふいたもの
 - (2) 屋内側の部分又は直下の天井に次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの
 - (i) 厚さが12mm以上の強化せっこうボード
 - (ii) 厚さが9mm以上のせっこうボードを2枚以上張ったもの
 - (iii) 厚さが12mm以上のせっこうボード（その裏側に厚さが50mm以上のロックウール又はグラスウール）

準耐火構造の構造方法を定める件

- ルを設けたものに限る。)
- (iv) 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板
 - (v) 第1 第三号ハ(1)(ii)から(vi)までのいずれかに該当するもの
 - (vi) 塗厚さが20mm以上の鉄網モルタル
 - (vii) 繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る。)を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が16mm以上のもの
- 二 野地板に構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、硬質木片セメント板その他これらに類するもので厚さが9mm以上のものを使用し、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井にハ(2)(i)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
- ホ 屋内側の部分又は直下の天井に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
- (1) 第3 第三号ロ(2)又は(3)に該当するもの
 - (2) せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が21mm以上のもの
 - (3) 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが9mm以上のロックウール吸音板を張ったもの
- へ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1152号)第2条、単板積層材の日本農林規格(平成20年農林水産省告示第701号)第1部箇条3又は直交集成板の日本農林規格(平成25年農林水産省告示第3079号)箇条3に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。)を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
- (1) 当該屋根の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。
 - (i) 接合部のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(一)又は(二)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。
 - (一) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤(二)において単に「接着剤」という。)として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂を使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが12mm以上の場合に限る。) 2.5cm
 - (二) 接着剤として、(一)に掲げるもの以外のものを使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが21mm以上の場合に限る。) 3cm
 - (ii) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。
 - (iii) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。
 - (2) 当該屋根を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
 - (i) 主要構造部である屋根のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、(1)(i)(一)又は(二)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(一)又は(二)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面((ii)において「残存断面」という。)について、令第82条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。
 - (ii) (i)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第94条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。
 - (3) 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

- 令第107条の2第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあっては、次に定めるものとする。
 - イ 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。
 - ロ 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。
 - ハ 前号ハ(2)(iv)又は(v)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
 - ニ 野地板（厚さが30mm以上のものに限る。）及びたるきを木材で造り、これらと外壁（軒桁を含む。）とのすき間に厚さが45mm以上の木材の面戸板を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。
- 第6 令第107条の2第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。
 - 一 耐火構造とすること。
 - 二 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。
 - 三 段板及び段板を支えるけたが木材で造られたもので、当該木材の厚さが6cm以上のもの又は次のイ若しくはロのいずれかに該当する構造とすること。
 - イ 当該木材の厚さが3.5cm以上のもので、段板の裏面に第5第一号ハ(2)(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が施され、かつ、けたの外側の部分に第1第五号ニ(1)又は(2)（屋外側にあつては、第1第三号ハ(1)(ii)から(vi)までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの
 - ロ 段板の裏面に第3第三号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、けたの外側の部分に第1第一号ハ(1)(ii)から(v)までのいずれか（屋外側にあつては、第1第三号ハ(1)(ii)から(vi)までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの

[法2条八号関係]

防火構造の構造方法を定める件

平成12年5月24日建設省告示1359号

最終改正：令和3年6月7日国土交通省告示第513号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。

- 第1 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。
 - 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第108条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次のいずれかに該当するもの（ハに定める構造方法にあっては、屋内側の防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この号において「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とし、かつ、屋外側の防火被覆の取合い等の部分の裏面に厚さが12mm以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード、硬質木片セメント板その他これらに類するものを設け、又は当該取合い等の部分を相じゃくりとするもの）に限り、ホ(3)(i)(ハ)及び(ii)(ホ)に掲げる構造方法を組み合わせた場合にあっては、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分、当該取合いの部分にちりじゃくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

防火構造の構造方法を定める件

- イ 準耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。
- ロ 間柱及び下地を木材で造り、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。
- (1) 屋内側の部分に次の(i)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋外側の部分に次の(ii)に該当する防火被覆が設けられていること。
- (i) 厚さが50mm以上のグラスウール（かさ比重が0.01以上のものに限る。(2)(i)において同じ。）又はロックウール（かさ比重が0.024以上のものに限る。）を充填した上に厚さが12mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）を張ったもの
- (ii) 塗厚さが15mm以上の鉄網軽量モルタル（モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の8%以下のものに限る。）
- (2) 屋内側の部分に次の(i)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋外側の部分に次の(ii)に該当する防火被覆が設けられていること。
- (i) 厚さが50mm以上のグラスウール又は厚さが55mm以上のロックウール（かさ比重が0.03以上のものに限る。）を充填した上に厚さが9mm以上のせっこうボードを張ったもの
- (ii) 厚さが15mm以上の窯業系サイディング（中空部を有する場合にあっては、厚さが18mm以上で、かつ、中空部を除く厚さが7mm以上のものに限る。）を張ったもの
- ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、ロ(2)に掲げる基準に適合する構造（イに掲げる構造並びに間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。
- ニ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。
- (1) 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの
- (i) 平成12年建設省告示第1358号第1第一号ハ(1)(iii)から(v)まで又は(2)(i)のいずれかに該当するもの
- (ii) 厚さが9.5mm以上のせっこうボードを張ったもの
- (iii) 厚さが75mm以上のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さが4mm以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの
- (2) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの
- (i) 令和元年国土交通省告示第195号第1第三号ハ(1)又は(2)に該当するもの
- (ii) 塗厚さが15mm以上の鉄網モルタル
- (iii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ10mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- (iv) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
- (v) モルタルの上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が25mm以上のもの
- (vi) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が25mm以上のもの
- (vii) 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの
- (viii) 厚さが25mm以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの
- ホ 間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次のいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。
- (1) 土蔵造
- (2) 土塗真壁造で、塗厚さが40mm以上のもの（裏返塗りをしないものにあつては、間柱の屋外側の部分と土壁とのちりが15mm以下であるもの又は間柱の屋外側の部分に厚さが15mm以上の木材を張ったものに限る。）
- (3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。
- (i) 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの
- (イ) 平成12年建設省告示第1358号第1第一号ハ(1)(i)又は(iii)から(v)までのいずれかに該当するもの
- (ロ) ニ(1)(ii)又は(iii)に該当するもの

- (ハ) 土塗壁で塗厚さが30mm以上のもの
- (ii) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 令和元年国土交通省告示第195号第1第三号ハ(1)又は(4)から(6)までのいずれかに該当するもの
 - (ロ) 塗厚さが20mm以上の鉄網モルタル又は木ずりしっくい
 - (ハ) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
 - (ニ) 土塗壁で塗厚さが20mm以上のもの（下見板を張ったものを含む。）
 - (ホ) 厚さが12mm以上の下見板（屋内側が(イ)(ロ)に該当する場合に限る。）
 - (ヘ) 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板を張ったもの
 - (ト) ロ(2)(ii)又はニ(2)(v)から(iii)までのいずれかに該当するもの
- ニ 令第108条第二号に掲げる技術的基準に適合する**非耐力壁の外壁**の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するものとする。
 - イ 準耐火構造とすること。
 - ロ 前号ロからホまでのいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

第2 令第108条第二号に掲げる技術的基準に適合する**軒裏**（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあつては、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 準耐火構造とすること。
- 二 土蔵造（前号に掲げる構造を除く。）
- 三 第1第一号ニ(2)(v)から(iii)まで又はホ(3)(ii)(ロ)から(ニ)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造（前2号に掲げる構造を除く。）とすること。

[法2条九号関係]

不燃材料を定める件

平成12年5月30日建設省告示1400号

最終改正：令和4年5月31日国土交通省告示第599号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 コンクリート
- 二 れんが
- 三 瓦
- 四 陶磁器質タイル
- 五 繊維強化セメント板
- 六 厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- 七 厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- 八 鉄鋼
- 九 アルミニウム
- 十 金属板
- 十一 ガラス
- 十二 モルタル

防火設備の構造方法を定める件

- ㊦ しっくい
- ㊧ 厚さが10mm以上の壁土
- ㊨ 石
- ㊩ 厚さが12mm以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。）
- ㊪ ロックウール
- ㊫ グラスウール板

[法2条九号の二口関係] 防火設備の構造方法を定める件

平成 12 年 5 月 24 日建設省告示 1360 号

最終改正：令和 5 年 3 月 24 日国土交通省告示第 225 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第九号の二口の規定に基づき、防火設備の構造方法を次のように定める。

第1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第109条の2に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 令和元年国土交通省告示第194号第2第4項に規定する30分間防火設備
- 二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、建築基準法第61条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの
- 三 鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが0.8mm以上のもの（網入りガラス（網入りガラスを用いた複層ガラスを含む。第六号において同じ。）を用いたものを含む。）
- 四 鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリートで造られたもの
- 五 土蔵造のもの
- 六 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する構造としたもの
 - イ 網入りガラスを用いたもの
 - ロ 次に掲げる基準に適合するもの
 - (1) はめごろし戸であること。
 - (2) 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。
 - (i) 耐熱強化ガラス（厚さが6.5mm以上であり、かつ、エッジ強度が250メガパスカル以上であるものに限る。以下同じ。）
 - (ii) 耐熱結晶化ガラス（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが5mm以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏30度から摂氏750度までの範囲において、1度につき 0 ± 0.0000005 であるものに限る。以下同じ。）
 - (iii) 複層ガラス（耐熱強化ガラス、耐熱結晶化ガラス又は積層ガラス（厚さが6.6mm以上であり、かつ、フロート板ガラス（厚さが2.6mm以上であるものに限る。）及び中間層（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化ナトリウム及び水であり、かつ、厚さが1.4mm以上であるものに限る。）により構成されるものに限る。以下同じ。）及び低放射ガラス（厚さが5mm以上であり、かつ、垂直放射率が0.03以上0.07以下であるものに限る。以下同じ。）により構成されるものに限る。以下この号において同じ。）
 - (3) 次に掲げるガラスの種類（複層ガラスにあつては、これを構成するガラスのうち1の種類）に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。
 - (i) 耐熱強化ガラス 幅が700mm以上1,200mm以下で高さが850mm以上2,400mm以下であるもの

- (ii) 耐熱結晶化ガラス 幅が1,000mm以上1,200mm以下で高さが1,600mm以上2,400mm以下であるもの
- (iii) 積層ガラス 幅が200mm以上700mm以下で高さが200mm以上700mm以下であるもの
- (4) 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。
 - (i) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが3mm以上の取付部材（ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。以下この号において同じ。）により枠に堅固に取り付けること。
 - (ii) 取付部材を鋼材で造られたねじ、ボルト、リベットその他これらに類するものにより枠に250mm以下の間隔で固定すること。
 - (iii) ガラスの下にセッティングブロック（鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたものに限る。以下同じ。）を設置すること。
 - (iv) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さ（以下「かかり代長さ」という。）を次に掲げるガラスの種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上とすること。
 - (一) 耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラス 7mm
 - (二) 複層ガラス 13mm
- (5) 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。
 - (i) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（シリコーン製であるものに限る。）
 - (ii) 加熱により膨張する部材（黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。以下「加熱膨張材」という。）
- 七** 枠及び框の屋外側の部分をアルミニウム合金材で、屋内側の部分をアルミニウム合金材又は樹脂（無可塑ポリ塩化ビニルに限る。以下この号及び次号において同じ。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの
 - イ** 次のいずれかに該当する戸であること。
 - (1) はめごろし戸
 - (2) 縦すべり出し戸（枠及び框の屋外側の部分を厚さ0.8mm以上のアルミニウム合金材（JIS H 4100に適合するものに限る。（3）において同じ。）で、これらの屋内側の部分を樹脂で造るものに限る。以下この号において同じ。）
 - (3) 横すべり出し戸（枠及び框の屋外側の部分を厚さ0.8mm以上のアルミニウム合金材で、これらの屋内側の部分を樹脂で造るものに限る。以下この号において同じ。）
 - ロ** 次に掲げる戸の種類に応じてそれぞれ次に定めるガラスが用いられたものであること。
 - (1) はめごろし戸 網入りガラス、耐熱結晶化ガラス又は複層ガラス（網入りガラス又は耐熱結晶化ガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）
 - (2) 縦すべり出し戸 複層ガラス（網入りガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）
 - (3) 横すべり出し戸 複層ガラス（耐熱結晶化ガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）
- ハ** 次に掲げる戸及びガラスの種類（複層ガラス（ロ(1)から(3)までに規定するものをいう。以下この号において同じ。）にあっては、これを構成するガラスのうち1の種類）に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。
 - (1) はめごろし戸
 - (i) 網入りガラス 幅が800mm以下で高さが2,250mm以下であるもの
 - (ii) 耐熱結晶化ガラス 幅が780mm以上920mm以下で高さが1,100mm以上1,890mm以下であるもの
 - (2) 縦すべり出し戸 幅が640mm以下で高さが1,370mm以下であるもの
 - (3) 横すべり出し戸 幅が640mm以上780mm以下で高さが370mm以上970mm以下であるもの
- ニ** 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠及び框に取り付けられた

防火設備の構造方法を定める件

ものであること。

- (1) ガラスをアルミニウム合金材又は鋼材で造られた厚さが1mm以上の取付部材（ガラスを枠及び框に取り付けるために設置される部材をいう。以下同じ。）により枠及び框に堅固に取り付けること。
- (2) 取付部材が鋼材で造られたものである場合にあっては、取付部材を鋼材で造られたねじ、ボルト、リベットその他これらに類するものによりアルミニウム合金材で造られた縦枠（縦すべり出し戸又は横すべり出し戸にあっては、縦框）に350mm以下の間隔で1,100mmにつき3箇所以上固定すること。
- (3) ガラスの下にセッティングブロックを設置すること。
- (4) かかり代長さを、取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合にあっては次に掲げるガラスの種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上、鋼材で造られたものである場合にあっては2mm以上とすること。

(i) 網入りガラス又は耐熱結晶化ガラス 7mm

(ii) 複層ガラス 12mm

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

- (1) シーリング材（取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合に限る。）又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコン製（横すべり出し戸にあっては、シリコン製）であるものに限る。）

(2) 加熱膨張材

ヘ 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸にあっては、火災時において枠と框との間に隙間が生じないように、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 加熱膨張材を枠と框の全周にわたって設置すること。
- (2) 拘束金具及び支持金具を鋼材で造り、枠及び框に堅固に取り付けること。

八 枠及び框を樹脂で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

イ 次のいずれかに該当する戸であること。

- (1) はめごろし戸
- (2) 縦すべり出し戸
- (3) 横すべり出し戸

ロ 次に掲げる戸の種類に応じてそれぞれ次に定めるガラスが用いられたものであること。

- (1) はめごろし戸 複層ガラス（網入りガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）
- (2) 縦すべり出し戸 複層ガラス（網入りガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）
- (3) 横すべり出し戸 複層ガラス（網入りガラス、耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）

ハ 次に掲げる戸及びガラスの種類（複層ガラス（ロ(1)から(3)までに規定されるものをいう。以下この号において同じ。）にあっては、これを構成するガラスのうち1の種類）に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。

- (1) はめごろし戸 幅が800mm以下で高さが1,400mm以下であるもの
- (2) 縦すべり出し戸 幅が780mm以下で高さが1,370mm以下であるもの
- (3) 横すべり出し戸
 - (i) 網入りガラス 幅が780mm以下で高さが900mm以下であるもの
 - (ii) 耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラス 幅が400mm以上780mm以下で高さが544mm以上900mm以下であるもの

ニ 次に掲げる戸の種類に応じてそれぞれ次に定める基準に従い、枠及び框の内部に補強材（鉄材又は鋼材で造られたものに限る。以下この号において同じ。）を設置すること。

- (1) はめごろし戸
 - (i) 補強材の厚さを1.6mm以上とすること。

- (ii) 枠及び補強材を開口部に固定すること。
- (2) 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸
 - (i) 補強材の厚さを2.3mm以上とすること。
 - (ii) 枠及び補強材（枠に設置するものに限る。）を開口部に固定すること。
 - (iii) 框の各辺に補強材を設置し、かつ、当該補強材を相互に連結するよう、框の隅角部に補強材を設置すること。
- ホ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠及び框に取り付けられたものであること。
 - (1) ガラスを鋼材で造られた厚さが1mm以上の取付部材により枠及び框の内部の補強材に堅固に取り付けること。
 - (2) 取付部材を樹脂で造られた通し材で覆うこと。
 - (3) 取付部材を鋼材で造られたねじ、ボルト、リベットその他これらに類するものにより枠及び框の内部の補強材に200mm以下の間隔で固定すること。
 - (4) ガラスの下にセッティングブロックを設置すること。
 - (5) かかり代長さを次に掲げる戸の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上とすること。
 - (i) はめごろし戸 11mm
 - (ii) 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸 7mm
- ヘ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、次に掲げる基準に適合すること。
 - (1) 取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。
 - (i) グレイジングガスケットで難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。）
 - (ii) 加熱膨張材
 - (2) 樹脂で造られた部分の火災による溶融により貫通のおそれがある部分には、鋼材を設置すること。
- ト 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸にあっては、火災時において枠と框との間に隙間が生じないよう、次に掲げる基準に適合すること。
 - (1) 加熱膨張材を枠及び框の全周にわたって設置すること。
 - (2) 拘束金具及び支持金具を鋼材で造り、枠及び框に堅固に取り付けること。
- 九 枠及び框を木材（気乾比重が0.45以上であるものに限る。以下この号において同じ。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの
 - イ 次のいずれかに該当する戸であること。
 - (1) はめごろし戸（枠の見付寸法が40mm以上であって、見込寸法が70mm以上であるものに限る。以下この号において同じ。）
 - (2) 縦すべり出し戸（枠の見付寸法が40mm以上であって、見込寸法が101mm以上であり、かつ、框の見付寸法が40mm以上であって、見込寸法が70mm以上であるものに限る。以下この号において同じ。）
 - (3) 横すべり出し戸（枠の見付寸法が40mm以上であって、見込寸法が101mm以上であり、かつ、框の見付寸法が40mm以上であって、見込寸法が70mm以上であるものに限る。以下この号において同じ。）
 - ロ 次に掲げる戸の種類に応じてそれぞれ次に定めるガラスが用いられたものであること。
 - (1) はめごろし戸 複層ガラス（網入りガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）
 - (2) 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸 複層ガラス（網入りガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）
- ハ 次に掲げる戸の種類に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。
 - (1) はめごろし戸 幅が1,050mm以下で高さが1,550mm以下であるもの
 - (2) 縦すべり出し戸 幅が800mm以下で高さが1,350mm以下であるもの
 - (3) 横すべり出し戸 幅が800mm以下で高さが1,200mm以下であるもの
- ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠及び框に取り付けられた

防火設備の構造方法を定める件

ものであること。

- (1) ガラスを鋼材で造られた厚さが1mm以上の取付部材により枠及び框に堅固に取り付けること。
- (2) 取付部材を木材で造られた通し材で覆うこと。
- (3) 取付部材を鋼材で造られた埋込長さが32mm以上のねじにより枠及び框に150mm以下の間隔で固定すること。
- (4) ガラスの下にセッティングブロックを設置すること。
- (5) かかり代長さを次に掲げる戸の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上とすること。
 - (i) はめごろし戸 13mm
 - (ii) 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸 9mm

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。
 - (i) グレージングガスケットで難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。）
 - (ii) 加熱膨張材
- (2) 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸にあっては、ガラスの框に含まれる部分の長さを13mm以上とすること。

ヘ 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸にあっては、火災時において枠と框との間に隙間が生じないように、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 加熱膨張材を枠及び框の全周にわたって設置すること。
- (2) 拘束金具及び支持金具を鋼材で造り、枠及び框に堅固に取り付けること。

✚ 骨組を防火塗料を塗布した木材で造り、かつ、屋内面に厚さが1.2cm以上の木毛セメント板又は厚さが0.9cm以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの

✚ 開口面積が0.5㎡以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入りガラスで造られたもの

第2 第1第三号、第六号又は第七号（枠及び框の屋内側の部分をアルミニウム合金材で造ったものに限る。）のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に15cm以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

第3 防火戸、縦すべり出し戸及び横すべり出し戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

[法 27 条 1 項、令 110 条の 2 第二号関係]

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件

平成 27 年 2 月 23 日国土交通省告示 255 号

最終改正：令和 3 年 5 月 28 日国土交通省告示第 476 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第 27 条第 1 項の規定に基づき、同項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を第 1 に、同項に規定する特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法を第 2 に定め、及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第 110 条の 2 第二号の規定に基づき、他の外壁の開口部から通常の火災時における火災が到達するおそれがあるものを第 3 に定める。

第 1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第 110 条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法(以下「法」という。)第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの(次の各号のうち 2 以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該 2 以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法)とする。

一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造(主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、避難時倒壊防止構造)とすること。

イ 2 階以上の階に居室を有するものにあっては、次に掲げる基準に適合する直通階段(傾斜路を含む。)が設けられていること。→2項 p396

(1) 令第 123 条第 3 項各号(同項第三号、第四号、第十号及び第十二号を除く。)に掲げる基準に適合していること。

(2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第 123 条第 3 項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(4)の出入口の部分(令第 129 条の 13 の 3 第 3 項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあっては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。)を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁(防火被覆が設けられていないものを除く。)で囲むこと。

(i) 次の(一)から(三)までに掲げる固有特定避難時間に 1.6 を乗じた時間の区分に応じ、それぞれ当該(一)から(三)までに定める構造の壁(その全部又は一部に木材を用いた壁に限る。)

(一) 90 分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間に 1.6 を乗じた時間以上である建築物の壁(非耐力壁である外壁にあっては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(一)及び(ii)(一)において同じ。)(法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有特定避難時間に 1.6 を乗じた時間以上である建築物の壁(法第 27 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

(二) 75 分を超え、90 分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げるもの

(i) (一)に定める構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第 194 号第 2 第 3 項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造

(三) 75 分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げるもの

(i) (二)に定める構造

(ii) 75 分間準耐火構造(令和元年国土交通省告示第 193 号第 1 第 8 項に規定する 75 分間準耐火構造をいう。以下同じ。)

(ii) 次の(一)から(四)までに掲げる固有特定避難時間に 1.2 を乗じた時間の区分に応じ、それぞれ当該(一)から(四)までに定める構造の壁(その全部又は一部に木材を用いた壁以外の壁に限る。)

(一) 90 分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間に 1.2 を乗じた時間以上である建築物の壁(法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件

受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有特定避難時間に1.2を乗じた時間以上である建築物の壁(法第27条第1項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

- (二) 75分を超え、90分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの
- (イ) (一)に定める構造
- (ロ) 令和元年国土交通省告示第194号第2第3項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造
- (三) 60分を超え、75分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの
- (イ) (二)に定める構造
- (ロ) 75分間準耐火構造
- (四) 60分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの
- (イ) (三)に定める構造
- (ロ) 令和元年国土交通省告示第195号第1第一号イ若しくはニ又は第三号イ若しくはニのいずれかに定める構造方法を用いる構造
- (3) 階段室及び付室の壁及び天井(天井がない場合にあっては、屋根。以下同じ。)の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたものであること。
- (4) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には特定避難時間防火設備で令第112条第19項第二号に規定する構造であるものを、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には法第2条第九号の二に規定する防火設備で令第112条第19項第二号に規定する構造であるものを設けていること。
- (5) バルコニー又は付室の床面積(バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積。以下この(5)において同じ。)は10㎡以上とし、各階におけるバルコニー又は付室の床面積の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、 $\frac{3}{100}$ を乗じたものの合計以上とすること。
- 外壁の開口部(次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないものに限る。以下この項及び第7項において「他の外壁の開口部」という。)の下端の中心点を水平方向に、それぞれ表1に掲げる式によって計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に表2に掲げる式によって計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分(当該建築物が令第112条第1項、第4項又は第5項の規定により区画された建築物である場合にあっては、当該規定により区画された各部分のうち他の外壁の開口部が設けられた部分を除く。)である外壁に設けられた開口部に上階延焼抑制防火設備が設けられていること。
- (1) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものに設けられたもの
- (2) (1)に規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられたもの
- (3) 開口部の高さが0.3m以下のもの
- (4) 開口面積が0.2㎡以内のもの

表 1

水平移動距離(単位 m)	$\frac{2}{3} Y(1-0.5L) + \frac{1}{2} B$
最大水平移動距離(単位 m)	$3 + \frac{1}{2} B$
<p>一 この表において、Y、L及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>Y 表2に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離(単位 m)</p> <p>L 他の外壁の開口部の側部に袖壁等が防火上有効に設けられている場合における当該袖壁等が外壁面から突出している距離(単位 m)</p> <p>B 他の外壁の開口部の幅(単位 m)</p> <p>二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅を当該開口部の幅に含めるものとする。</p>	

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件

表 2

垂直移動距離 (単位 m)	$\frac{B}{H} < 2$	$(H + 1.1B)(1 - 0.5L) + H$
	$\frac{B}{H} \geq 2$	$3.2H(1 - 0.5L) + H$
最大垂直移動距離 (単位 m)		$6.2 + H$
<p>一 この表において、B、H 及び L は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>B 他の外壁の開口部の幅 (単位 m)</p> <p>H 他の外壁の開口部の高さ (単位 m)</p> <p>L 他の外壁の開口部の上部にひさし等 (ひさし、袖壁その他これらに類するもので、次のイからニまでのいずれかに掲げる構造方法を用いるものをいう。以下同じ。) が防火上有効に設けられている場合における当該ひさし等が外壁面から突出している距離 (単位 m)</p> <p>イ 準耐火構造の床又は壁に用いる構造とすること。</p> <p>ロ 防火構造の外壁に用いる構造とすること。</p> <p>ハ 令第 109 条の 3 第二号ハに規定する 3 階以上の階における床に用いる構造又は令第 115 条の 2 第 1 項第四号に規定する 1 階の床 (直下に地階がある場合に限る。) 及び 2 階の床 (通路等の床を除く。) に用いる構造とすること。</p> <p>ニ 不燃材料で造ること。</p> <p>二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅及び高さを当該開口部の幅及び高さに含めるものとする。</p>		

- ハ 居室に避難上支障がないよう自動火災報知設備が設けられていること。
- ニ 周囲(開口部(居室に設けられたものに限る。))がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。第三号口において同じ。)に幅員が 3 m 以上の通路 (敷地の接する道まで達するものに限る。第三号口において同じ。) が設けられていること。
- ホ 用途地域が定められていない土地の区域内にある建築物にあっては、当該建築物の各部分 (昇降機その他の建築設備の機械室その他これに類する室及び便所その他これに類する室を除く。) にスプリンクラー設備 (水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。)、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの (以下「スプリンクラー設備等」という。) が設けられていること。
- 二 法第 27 条第 1 項第二号に該当する建築物 (同項各号 (同項第二号にあっては、法別表第 1 (1) 項に係る部分に限る。) に該当するものを除く。) 準耐火構造又は令第 109 条の 3 各号に掲げる基準に適合する構造とすること。
- 三 地階を除く階数が 3 で、3 階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの (3 階の一部を法別表第 1 (イ) 欄に掲げる用途 (下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。) に供するもの及び法第 27 条第 1 項第二号 (同表(2)項から(4)項までに係る部分を除く。) から第四号までに該当するものを除く。) のうち防火地域以外の区域内にあるものであって、次のイからハまでに掲げる基準 (防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては、イ及びロに掲げる基準) に適合するもの 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。
- イ 下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室 (以下「各宿泊室等」という。) に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第 2 条第九号の二に規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。
- ロ 建築物の周囲に幅員が 3 m 以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。
- (1) 各宿泊室等に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。
 - (2) 各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第 2 条第九号の二に規定する防火設備が設けられていること。
 - (3) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさし等が防火上有効に設けられていること。

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件

ハ 3階の各宿泊室等（各宿泊室等の階数が2以上であるものにあつては2階以下の階の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90cm未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と50cm以上突出したひさし等で防火上有効に遮られているものを除く。）に法第2条第九号の二に規定する防火設備が設けられていること。

四 地階を除く階数が3で、3階を法別表第1(イ)欄(3)項に掲げる用途に供するもの（3階の一部を法別表第1(イ)欄に掲げる用途（同欄(3)項に掲げるものを除く。）に供するもの及び法第27条第1項第二号（同表(2)項から(4)項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）であつて、前号口（ただし書を除く。）に掲げる基準に適合するもの 1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

2 前項及び第7項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 自重又は積載荷重（令第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項において「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）第2条、単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）第1部簡条3又は直交集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）簡条3に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項において同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項において「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下この項において「炎侵入防止構造」という。）であること。

(i) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(一) 接合部のうち木材で造られた部分の片側（当該耐力壁が面する室内において発生する火災による火熱が当該耐力壁の両側に同時に加えられるおそれがある場合にあつては、両側。）の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(イ) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤（以下単に「接着剤」という。）として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂（以下「フェノール樹脂等」という。）を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが12mm以上である場合に限る。） 次に掲げる式によって計算した値

$$D_1 = 8.25 \times 10^{-2} t_{r,eq(nc)}$$

この式において、 D_1 及び $t_{r,eq(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_1 燃えしろ深さ（単位 cm）

$t_{r,eq(nc)}$ 補正固有特定避難時間（単位 分）

(ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが21mm以上である場合に限る。） 次に掲げる式によって計算した値

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件

$$D_2 = 7.5 \times 10^{-2} k_c t_{r,eq(nc)}$$

この式において、 D_2 、 k_c 及び $t_{r,eq(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_2 燃えしろ深さ(単位 cm)

k_c 次の表の左欄に掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める炭化速度係数

75分以下である場合	1.45
75分を超え、90分以下である場合	1.6
90分を超え、120分以下である場合	1.8
120分を超え、180分以下である場合	2.0

$t_{r,eq(nc)}$ 補正固有特定避難時間(単位 分)

- (ニ) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。
- (三) 接合部に鉄材又は鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。
- (ii) 当該耐力壁を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
- (一) 主要構造部である耐力壁のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面(二)及び(三)において「残存断面」という。)について、令第 82 条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。
- (ニ) (一)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第 94 条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。
- (iii) 残存断面の厚さが 20cm 以上であること。
- (2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (i) **75分を超える場合** 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁(法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁(法第 27 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造
- (ii) **60分を超え、75分以下である場合** 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
- (一) (i)に定める構造
- (二) 75分間準耐火構造
- (iii) **60分以下である場合** 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
- (一) (ii)(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造
- (二) 令和元年国土交通省告示第 195 号第 1 第一号ホに定める構造方法を用いる構造
- 木造建築物の耐力壁(イに規定するものを除く。)又は組積造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物(以下「組積造の建築物等」という。)の耐力壁にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (1) **90分を超える場合** 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁(法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁(法第 27 条第 1 項に規定する構造方

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件

- 法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造
- (2) 75 分を超え、90 分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (1)に定める構造
- (ii) 令和元年国土交通省告示第 194 号第 2 第 3 項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造
- (3) 60 分を超え、75 分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 75 分間準耐火構造
- (4) 60 分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 令和元年国土交通省告示第 195 号第 1 第一号イ、ハ若しくはニ又は第三号イ、ハ若しくはニのいずれかに定める構造方法を用いる構造

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

- (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが 12mm 以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナの厚さが 12mm 以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)(-)に定める値の部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。) 次に掲げる式によって計算した値

$$Dt_1 = 8.25 \times 10^{-2} t_{r,eq(nc)} + 3$$

この式において、 Dt_1 及び $t_{r,eq(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Dt_1 厚さ(単位 cm)

$t_{r,eq(nc)}$ 補正固有特定避難時間(単位 分)

- (ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合(構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが 21mm 以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナの厚さが 21mm 以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)(-)に定める値の部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。) 次に掲げる式によって計算した値

$$Dt_2 = 7.5 \times 10^{-2} k_c t_{r,eq(nc)} + 3$$

この式において、 Dt_2 、 k_c 及び $t_{r,eq(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Dt_2 厚さ(単位 cm)

k_c 前号イ(1)(i)(-)に規定する炭化速度係数

$t_{r,eq(nc)}$ 補正固有特定避難時間(単位 分)

- (2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (i) 75 分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁（外壁にあっては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(i)及びロ(1)において同じ。）(法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁（法第 27 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

- (ii) 60 分を超え、75 分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 75 分間準耐火構造

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件

- (iii) 60 分以下である場合 次(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
 - (一) (ii)(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
 - (二) 令和元年国土交通省告示第 195 号第 1 第二号ニに定める構造方法を用いる構造
- 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）又は組積造の建築物等の非耐力壁にあっては、次の(1)から(4)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
 - (1) 90 分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁（法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁（法第 27 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
 - (2) 75 分を超え、90 分以下である場合 次(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
 - (一) (1)に定める構造
 - (二) 令和元年国土交通省告示第 194 号第 2 第 3 項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造
 - (3) 60 分を超え、75 分以下である場合 次(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
 - (一) (2)(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
 - (二) 75 分間準耐火構造
 - (4) 60 分以下である場合 次(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
 - (一) (3)(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
 - (二) 令和元年国土交通省告示第 195 号第 1 第二号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハのいずれかに定める構造方法を用いる構造

三 柱 次に掲げる基準

- イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。
 - (1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
 - (一) 令第 46 条第 2 項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。
 - (二) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和 62 年建設省告示第 1901 号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「2.5cm」とあるのは「平成 27 年国土交通省告示第 255 号第 1 第 2 項第一号イ(1)(i)(一)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。
 - (三) 当該柱を有する建築物全体が、昭和 62 年建設省告示第 1902 号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「2.5cm」とあるのは「平成 27 年国土交通省告示第 255 号第 1 第 2 項第一号イ(1)(i)(一)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。
 - (四) 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)(一)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面の小径が、20cm以上であること。
 - (2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
 - (i) 75 分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の柱（法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の柱（法第 27 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件

造

(ii) 60 分を超え、75 分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 75 分間準耐火構造

(iii) 60 分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) 令和元年国土交通省告示第 195 号第 2 第三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造

□ 木造建築物の柱（イに規定するものを除く。）又は組積造の建築物等の柱にあっては、次の(1)から(5)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 180 分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の柱（法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の柱（法第 27 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(2) 120 分を超え、180 分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 耐火構造（3 時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。）

(3) 75 分を超え、120 分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) 2(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 耐火構造（2 時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。）

(4) 60 分を超え、75 分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) 3(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 75 分間準耐火構造

(5) 60 分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) 4(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第 195 号第 2 第一号又は第三号のいずれかに定める構造方法（第三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造とすることを除く。）を用いる構造

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(一) 接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)(一)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(二) 第一号イ(1)(i)(二)及び(三)に定める基準に適合していること。

(ii) 当該床を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(一) 主要構造部である床のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)(一)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それ

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件

それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面 (二)及び(iii)において「残存断面」という。)について、令第 82 条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

(二) (一)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第 94 条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(iii) 残存断面の厚さが 20cm 以上であること。

(2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) **75 分を超える場合** 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の床 (法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。) 又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の床 (法第 27 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。) の構造方法を用いる構造

(ii) **60 分を超え、75 分以下である場合** 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 75 分間準耐火構造

(iii) **60 分以下である場合** 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) 令和元年国土交通省告示第 195 号第 3 第四号に定める構造方法を用いる構造

□ 木造建築物の床 (イに規定するものを除く。) 又は組積造の建築物等の床にあっては、次の(1)から(4)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) **90 分を超える場合** 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の床 (法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。) 又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の床 (法第 27 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。) の構造方法を用いる構造

(2) **75 分を超え、90 分以下である場合** 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 平成 27 年国土交通省告示第 250 号第 2 第一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造

(3) **60 分を超え、75 分以下である場合** 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 75 分間準耐火構造

(4) **60 分以下である場合** 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第 195 号第 3 第一号又は第三号のいずれかに定める構造方法を用いる構造

五 はり 次に掲げる基準

イ 木造建築物のはり (その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。) にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 令第 46 条第 2 項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

(ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和 62 年建設省告示第 1901 号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「2.5cm」とあるのは「平成 27 年国土交通省告示第 255 号第 1 第 2

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件

項第一号イ(1)(i)(-)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

- (iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和 62 年建設省告示第 1902 号に定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「2.5cm」とあるのは「平成 27 年国土交通省告示第 255 号第 1 第 2 項第一号イ(1)(i)(-)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。
 - (iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)(-)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面の小径が、20cm以上であること。
- (2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (i) **75 分を超える場合** 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物のはり（法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物のはり（法第 27 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
 - (ii) **60 分を超え、75 分以下である場合** 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
 - (一) (i)に定める構造
 - (二) 75 分間準耐火構造
 - (iii) **60 分以下である場合** 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
 - (一) (ii)(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造
 - (二) 令和元年国土交通省告示第 195 号第 4 第三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造
- 木造建築物のはり（イに規定するものを除く。）又は組積造の建築物等のはりにあっては、次の(1)から(5)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (1) **180 分を超える場合** 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物のはり（法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物のはり（法第 27 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
 - (2) **120 分を超え、180 分以下である場合** 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (i) (1)に定める構造
 - (ii) 耐火構造（3時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。）
 - (3) **75 分を超え、120 分以下である場合** 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (ii) 耐火構造（2時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。）
 - (4) **60 分を超え、75 分以下である場合** 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (ii) 75 分間準耐火構造
 - (5) **60 分以下である場合** 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
 - (ii) 令和元年国土交通省告示第 195 号第 4 第一号又は第三号のいずれかに定める構造方法（第三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造とすることを除く。）を用いる構造

六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) **75 分を超える場合** 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の軒裏（延焼のおそれがある部分に限る。以下この(i)及びロ(1)において同じ。）（法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の軒裏（法第 27 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) **75 分以下である場合** 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 75 分間準耐火構造

ロ 木造建築物の軒裏（イに規定するものを除く。）又は組積造の建築物等の軒裏にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) **90 分を超える場合** 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の軒裏（法第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の軒裏（法第 27 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(2) **75 分を超え、90 分以下である場合** 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第 194 号第 2 第 3 項第二号イ又はロのいずれかに該当する構造

(3) **60 分を超え、75 分以下である場合** 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 75 分間準耐火構造

(4) **60 分以下である場合** 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第 195 号第 5 第二号又は第三号のいずれかに定める構造方法を用いる構造

3 第 1 項の「特定避難時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備（周囲の部分（防火設備から内側に 15cm 以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。）をいう。

一 **90 分を超える場合** 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後固有特定避難時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第 61 条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

二 **75 分を超え、90 分以下である場合** 次のイからホまでのいずれかに該当する防火設備

イ 前号に定める防火設備

ロ 平成 27 年国土交通省告示第 250 号第 2 第一号ロに適合する構造方法を用いる防火設備

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件

- ハ 骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれ厚さが 1 mm 以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備
- ニ 鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが 1.8mm 以上の防火設備
- ホ 厚さ 30mm 以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備
- 三 60 分を超え、75 分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備
 - イ 前号に定める防火設備
 - ロ 75 分間防火設備（令和元年国土交通省告示第 193 号第 1 第 9 項に規定する 75 分間防火設備をいう。）
- 四 45 分を超え、60 分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備
 - イ 前号に定める防火設備
 - ロ 特定防火設備
- 五 45 分である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備
 - イ 前号に定める防火設備
 - ロ 令第 114 条第 5 項において読み替えて準用する令第 112 条第 21 項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備
- 4 前各項の「固有特定避難時間」は、次の式によって計算した値とする。

$$t_{r,eq(e)} = \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{\frac{3}{2}} t_r$$

(略)

- 5 第 2 項の「補正固有特定避難時間」は、次の式によって計算した値とする。

$$t_{r,eq(nc)} = \frac{CR_1}{0.75} t_r$$

(略)

- 6 第 1 項の「上階延焼抑制防火設備」は、次の各号に掲げる当該外壁の開口部の必要遮炎時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備をいう。
 - 一 60 分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後必要遮炎時間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第 61 条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備
 - 二 45 分を超え、60 分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備
 - イ 前号に定める防火設備
 - ロ 特定防火設備
 - 三 30 分を超え、45 分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備
 - イ 前号に定める防火設備
 - ロ 令第 114 条第 5 項において読み替えて準用する令第 112 条第 21 項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備
 - 四 20 分を超え、30 分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備
 - イ 前号に定める防火設備
 - ロ 令和元年国土交通省告示第 194 号第 2 第 4 項に規定する 30 分間防火設備
 - 五 20 分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備
 - イ 前号に定める防火設備
 - ロ 法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備
- 7 前項の「必要遮炎時間」は、次の式によって計算した値とする。

$$t_{intg} = \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{\frac{3}{2}} \frac{t_{spread} - t_{ceiling}}{(1 + \mu)}$$

(略)

- 8 令第 110 条第二号に掲げる基準に適合する法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第 108 条の 3 第 1 項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件

第2 令第110条の3に規定する技術的基準に適合する法第27条第1項の特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法は、令第137条の10第四号に規定する20分間防火設備とすることとする。

→ p244

第3 令第110条の2第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火災が到達するおそれがあるものは、第1第1項第四号に掲げる建築物（1時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造を除く。）としたものに限る。）及び法第27条第1項第一号に該当する特殊建築物で令第110条第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものの外壁の開口部（次の各号のいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ第1第一号口表1に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に第1第一号口表2に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部（令第110条の2第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。）とする。

- 一 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもので設けた室（通路に該当する室を除く。以下同じ。）に設けられたもの
- 二 天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料による仕上げとした室（床面積が40㎡以下であるものを除く。）に設けられたもの
- 三 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものに設けられたもの
- 四 第一号から前号までに規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられたもの
- 五 法第2条第九号の二口に規定する防火設備を設けたもの
- 六 開口部の高さが0.3 m以下のもの
- 七 開口面積が0.2㎡以内のもの

[法61条関係]

防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件

令和元年6月21日国土交通省告示194号

最終改正：令和2年4月1日国土交通省告示第508号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第61条の規定に基づき、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2第一号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備（同号イに定める外壁開口部設備をいう。以下同じ。）の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 主要構造部は、耐火構造又は令第108条の3第1項第一号若しくは第二号に該当する構造とすること。
- 二 外壁開口部設備は、建築基準法（以下「法」という。）第2条第九号の二口に規定する防火設備とすること。

第2 令第136条の2第一号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件

- 次に掲げる基準に適合する建築物 次の表2に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表に定める構造方法

- イ 地階を除く階数が3以下であること。
 ロ 延べ面積が3,000㎡（一戸建ての住宅にあっては、200㎡）以下であること。
 ハ 各階における外壁の開口部の面積の合計の当該外壁の面積に対する割合が、次の表1に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表に定める数値以下であること。

1

$s \leq 1$ の場合	0.05
$1 < s \leq 3$ の場合	s を10で除して得た数値から0.05を減じて得た数値
$3 < s$ の場合	0.25

この表において、 s は、当該外壁の開口部から隣地境界線、当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が500㎡以内である場合における当該他の建築物を除く。第4第一号イ(1)(ii)(三)において同じ。）との外壁間の中心線（第4第一号において「隣地境界線等」という。）又は道路中心線までの水平距離（単位 m）を表すものとする。

- ニ 次の表2の(1)から(3)までに掲げる建築物のうち延べ面積が500㎡（同表の(2)に掲げる建築物にあっては、100㎡）を超えるものについては、床面積の合計500㎡（同表の(2)に掲げる建築物にあっては、100㎡）以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画され、かつ、当該区画された部分ごとにスプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものが設けられていること。
 ホ 次の表2の(4)に掲げる建築物にあっては、令第112条第11項に規定する堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分とが準耐火構造の床若しくは壁又は令第112条第12項ただし書に規定する10分間防火設備で区画されていること。

2

建築物	主要構造部(外壁、屋根及び階段を除く。)の構造方法	外壁及び屋根の軒裏の構造方法	屋根(軒裏を除く。)及び階段の構造方法	外壁開口部設備の構造方法
(1) 別表第1(イ)欄(1)項、(3)項若しくは(4)項に掲げる用途(物品販売業を営む店舗を除く。)又は事務所の用途に供する建築物	1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。	75分間準耐火構造とすること。	準耐火構造とすること。	法第2条第九号の二に規定する防火設備とすること。
(2) 法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する建築物	1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。	90分間準耐火構造とすること。	準耐火構造とすること。	法第2条第九号の二に規定する防火設備とすること。
(3) 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。	90分間準耐火構造とすること。	準耐火構造とすること。	30分間防火設備とすること。
(4) 一戸建ての住宅	準耐火構造とすること。	75分間準耐火構造とすること。	準耐火構造とすること。	法第2条第九号の二に規定する防火設備とすること。

- 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物 次のイ及びロに掲げる構造方法

- イ 主要構造部は、不燃材料で造られたものその他これに類する構造とすること。
 ロ 外壁開口部設備は、20分間防火設備（令第137条の10第四号に規定する20分間防火設備をいう。以下同じ。）とすること。 p244

- 2 前項第一号の「75分間準耐火構造」とは、令和元年国土交通省告示第193号第1第8項に規定する75分間準耐火構造をいう。
 3 第1項第一号の「90分間準耐火構造」とは、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造をいう。

防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件

- 一 壁 次のイ又は口のいずれかに該当する構造
- イ 平成 27 年国土交通省告示第 250 号第 2 第一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造
- 口 法第 21 条第 1 項の規定により令第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物(通常火災終了時間が 90 分間以上であるものに限る。次号口において同じ。)又は法第 27 条第 1 項の規定により令第 110 条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物(特定避難時間が 90 分間以上であるものに限る。次号口において同じ。)の壁(非耐力壁である外壁にあっては、延焼のおそれのある部分に限る。)の構造方法を用いる構造
- 二 軒裏 次のイ又は口のいずれかに該当する構造
- イ 平成 27 年国土交通省告示第 250 号第 2 第一号イ(1)から(3)まで又は(5)のいずれかに該当する構造
- 口 法第 21 条第 1 項の規定により令第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第 27 条第 1 項の規定により令第 110 条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の軒裏(延焼のおそれのある部分に限る。)の構造方法を用いる構造
- 4 第 1 項第一号の「30 分間防火設備」とは、次に掲げる防火設備(第二号又は第三号に掲げる防火設備にあっては、周囲の部分(当該防火設備から屋内側に 15cm 以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠又は他の防火設備と接する部分を相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りが設けられていることその他の閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物を当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。)をいう。
- 一 令第 114 条第 5 項において読み替えて準用する令第 112 条第 21 項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による認定を受けた防火設備
- 二 鉄材又は鋼材で造られた防火設備で、鉄板又は鋼板の厚さが 1.0mm 以上のもの(耐熱結晶化ガラス(主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが 5mm 以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏 30 度から摂氏 750 度までの範囲において、1 度につき 0 ± 0.0000005 であるものに限る。次号イにおいて同じ。)を用いたものを含む。)
- 三 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイからホまでに掲げる基準に適合する構造とした防火設備
- イ 耐熱結晶化ガラスを用いたものであること。
- 口 はめごろし戸であること。
- ハ 幅が 1,000mm 以上 1,200mm 以下で高さが 1,600mm 以上 2,400mm 以下の開口部に取り付けられたものであること。
- ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。
- (i) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが 3mm 以上の取付部材(ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。(ii)において同じ。))により枠に堅固に取り付けること。
- (ii) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に 250mm 以下の間隔で固定すること。
- (iii) ガラスの下にセッティングブロック(鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたものに限る。)を設置すること。
- (iv) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さを 7mm 以上とすること。
- ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。
- (i) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの(シリコーン製であるものに限る。)
- (ii) 加熱により膨張する部材(黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。)

第 3 令第 136 条の 2 第二号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次に定めるものとする。

防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件

- 一 主要構造部は、準耐火構造又は令第109条の3第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する構造とすること。
- 二 外壁開口部設備は、法第2条第九号の二口に規定する防火設備とすること。

第4 令第136条の2 第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

■ 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が3で延べ面積が500㎡以下のもの（第三号に掲げる建築物で同号に定める構造方法を用いるものを除く。） 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法

イ 次に掲げる構造とすること。

(1) 外壁は、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(i) 準耐火構造又は次に掲げる基準に適合する構造であること。

(イ) 防火構造であること。

(ロ) 当該外壁（天井裏（直下の天井が(5)に定める構造であるものに限る。(3)において同じ。）又は床下にある部分を除く。）の屋内側の部分に次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する防火被覆を設けた構造であること。

(イ) 厚さが12mm以上のせっこうボード

(ロ) 厚さが5.5mm以上の難燃合板又は厚さが9mm以上のせっこうボードの上に厚さが9mm以上のせっこうボードを張ったもの

(ハ) 厚さが7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さが8mm以上のせっこうプラスターを塗ったもの

(ニ) 防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下第4において「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の外壁の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

(ii) 隣地境界線等又は道路中心線に面する外壁にあっては、その開口部（防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下同じ。）で、当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離が5m以下のものについて、当該開口部の面積が、当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離に応じて次に定める基準に適合するものであること。

(イ) 張り間方向又は桁行方向と直交し、かつ、当該建築物に面する平面（以下この(イ)及び(ロ)において「基準面」という。）のそれぞれについて、各開口部の当該基準面への張り間方向又は桁行方向の投影面積（単位 ㎡）（以下この(イ)において「投影面積」という。）を当該開口部に面する隣地境界線等又は道路中心線から当該開口部までの水平距離の区分に応じて次の表に掲げる数値で除して得た数値を合計したものが1を超えないものであること。この場合において、法第2条第九号の二口に規定する防火設備で、令第112条第19項第一号イ及びロに掲げる要件を満たすもの又ははめごろし戸であるものを設けた開口部以外の開口部の投影面積は、当該投影面積の1.5倍であるものとみなす。

隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離(単位 m)	投影面積を除する数値
1以下	9
1を超え、2以下	16
2を超え、3以下	25
3を超え、4以下	36
4を超え、5以下	49

(ロ) 外壁面の基準面への張り間方向又は桁行方向の投影長さが10mを超える場合においては、(イ)の数値の合計は当該基準面の長さ10m以内ごとに区分された部分について算定する。この場合において、(イ)の表の数値に当該区分された部分の長さのmの数値を10で除した数値を乗じ

て得た数値を同表の数値とする。

- (三) 道路の幅員又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物の外壁との水平距離（以下この(三)において「道路の幅員等」という。）が6mを超える場合においては、(一)の適用に当たっては、道路中心線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物との外壁間の中心線（以下この(三)において「道路中心線等」という。）からの水平距離に道路の幅員等の $\frac{1}{2}$ を加えたもののmの数値から3を減じたものを道路中心線等からの水平距離のmの数値とみなす。
- (2) 構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物（平成13年国土交通省告示第1540号第1から第12までに規定する技術的基準に適合する建築物をいう。(5)において同じ。）の耐力壁は、準耐火構造又は(3)(ii)(イ)及び(ロ)に掲げる基準に適合する構造とすること。
- (3) 主要構造部である柱及びはりは、準耐火構造又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。
- (i) 全部又は一部に木材を用いたものであること。
- (ii) 次の(一)から(四)までのいずれかに該当するものを除き、その小径が12cm以上であること。
- (一) 次に掲げる基準に適合する壁の内部にあるもの
- (イ) 壁（準耐火構造であるもの及び天井裏又は床下にある部分を除く。）の屋内側の部分に(1)(i)(二)(イ)から(イ)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。
- (ロ) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の壁の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
- (二) (4)に規定する構造の床、準耐火構造の床又は令第109条の3第二号ハ若しくは第115条の2第1項第四号に規定する構造の床の内部にあるもの
- (三) (6)に規定する構造の屋根の内部にあるもの
- (四) 天井裏にあるもの
- (4) 床（最下階の床を除く。）は、次の(i)に掲げる基準に適合する構造とすること。ただし、当該床の直下の天井を次の(ii)に掲げる基準に適合する構造とする場合においては、この限りでない。
- (i) 令第109条の3第二号ハに規定する構造又は次に掲げる基準に適合する構造であること。
- (一) 床の裏側の部分に次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。
- (イ) 厚さが12mm以上のせっこうボード
- (ロ) 厚さが5.5mm以上の難燃合板又は厚さが9mm以上のせっこうボードの上に厚さが9mm以上のせっこうボード又は厚さが9mm以上のロックウール吸音板を張ったもの
- (二) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の床の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
- (ii) 令第109条の3第二号ハに規定する構造又は次に掲げる基準に適合する構造であること。
- (一) (i)(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。
- (二) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の天井裏の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
- (5) 構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物のトラス（小屋組に用いる場合に限る。）の直下の天井は、(4)(ii)に掲げる基準に適合する構造とすること。
- (6) 屋根は、次の(i)に掲げる基準に適合する構造とすること。ただし、当該屋根の直下の天井を次の(ii)に掲げる基準に適合する構造とする場合は、この限りでない。
- (i) 令第109条の3第一号に規定する構造又は次に掲げる基準に適合する構造であること。
- (一) 屋根の屋内側の部分に次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。
- (イ) 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが9mm以上のせっこうボード又は厚さが9mm以上のロックウール吸音板を張ったもの
- (ロ) 厚さが9mm以上のせっこうボードの上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの
- (二) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその

防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件

他の屋根の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

(ii) 次に掲げる基準に適合する構造であること。

(一) (i)-(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。

(二) (4)(ii)(ロ)に規定する構造であること。

(7) 軒裏は、防火構造とすること。

(8) 3階の室の部分は、それ以外の部分と間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画すること。

(9) 外壁開口部設備は、20分間防火設備とすること。ただし、隣地境界線等に面する外壁の開口部で、当該隣地境界線等からの水平距離が1 m以下のもの（換気孔又は居室以外の室（かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものを除く。）に設ける換気のための窓で、開口面積が各々0.2㎡以内のものを除く。）に設ける外壁開口部設備にあっては、法第2条第九号の二に規定する防火設備で、昭和48年建設省告示第2563号第3若しくは第4に規定する構造方法を用いるもの又ははめごろし戸であるものとする。

□ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 主要構造部は、令第108条の3第1項第一号又は第二号に該当する構造であること。

(2) 外壁開口部設備は、法第2条第九号の二に規定する防火設備であること。

二 延べ面積が50㎡以内の平家建ての附属建築物 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法

イ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 外壁及び軒裏は、防火構造であること。

(2) 外壁開口部設備は、20分間防火設備であること。

第2第1項二号ロ p406

令137条の10第四号 p244

ロ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 主要構造部は、令第108条の3第1項第一号又は第二号に該当する構造であること。

(2) 外壁開口部設備は、法第2条第九号の二に規定する防火設備であること。

三 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物 次のイ又はロに掲げる構造方法

イ 第2第1項第二号イ及びロに掲げる構造方法

ロ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 主要構造部は、令第108条の3第1項第一号又は第二号に該当する構造であること。

(2) 外壁開口部設備は、法第2条第九号の二に規定する防火設備であること。

四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 主要構造部は、令第108条の3第1項第一号又は第二号に該当する構造であること。

ロ 外壁開口部設備は、法第2条第九号の二に規定する防火設備であること。

第5 令第136条の2 **第三号イ**に掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分は、防火構造であること。

ロ 外壁開口部設備は、20分間防火設備であること。

二 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 主要構造部は、令第108条の3第1項第一号又は第二号に該当する構造であること。

ロ 外壁開口部設備は、法第2条第九号の二に規定する防火設備であること。

第6 令第136条の2 **第四号イ**に掲げる基準に適合する外壁開口部設備の構造方法は、20分間防火設備とすることとする。

第7 令第136条の2第五号に掲げる基準に適合する門又は塀（準防火地域内にある木造建築物等に附属するものにあつては、当該門又は塀が建築物の1階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に限る。）の構造方法は、門にあつては第一号、塀にあつては第二号に定めるものとする。

一 次に掲げる構造方法

- イ 不燃材料で造り、又は覆うこと。
- ロ 道に面する部分を厚さ24mm以上の木材で造ること。

二 次に掲げる構造方法

- イ 不燃材料で造り、又は覆うこと。
- ロ 厚さ24mm以上の木材で造ること。
- ハ 土塗真壁造で塗厚さが30mm以上のもの（表面に木材を張ったものを含む。）とすること。

第8 第1第二号、第3第二号及び第4第四号口の規定は、準防火地域内にある建築物で法第86条の4各号のいずれかに該当するものの外壁開口部設備には適用しない。

2 第2第1項第二号口、第4第一号イ(10)及びロ(2)、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号ロ(2)、第5第一号口及び第二号口並びに第6の規定は、法第86条の4各号のいずれかに該当する建築物の外壁開口部設備には適用しない。

[令1条五号関係] 準不燃材料を定める件

平成12年5月30日建設省告示1401号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第五号の規定に基づき、準不燃材料を次のように定める。

第1 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間建築基準法施行令(以下「令」という。)第108条の2各号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

一 不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間令第108条の2各号に掲げる要件を満たしているもの

二 厚さが9mm以上のせっこうボード(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)

三 厚さが15mm以上の木毛セメント板

四 厚さが9mm以上の硬質木片セメント板(かさ比重が0.9以上のものに限る。)

五 厚さが30mm以上の木片セメント板(かさ比重が0.5以上のものに限る。)

六 厚さが6mm以上のパルプセメント板

第2 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間令第108条の2第一号及び第二号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

一 不燃材料

二 第1第二号から第六号までに定めるもの

[令1条六号関係] 難燃材料を定める件

平成12年5月30日建設省告示1402号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第六号の規定に基づき、難燃材料を次のように定める。

第1 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間建築基準法施行令(以下「令」という。)第108条の2各号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- p411 ←
- 一 準不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間令第108条の2各号に掲げる要件を満たしているもの
 - 二 難燃合板で厚さが5.5mm以上のもの
 - 三 厚さが7mm以上のせっこうボード(ボード用原紙の厚さが0.5mm以下のものに限る。)

第2 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間令第108条の2第一号及び第二号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 準不燃材料
- 二 第1第二号及び第三号に定めるもの

[令16条1項、3項一、二号関係] 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件

平成28年1月21日国土交通省告示240号

最終改正：令和元年6月21日国土交通省告示第200号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第16条第1項の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物を第1に、同条第3項第一号の規定に基づき、定期報告を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない昇降機を第2に、及び同項第二号の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備を第3に定める。

第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第16条第1項に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物は、次に掲げるもの(避難階以外の階を建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。)以外のものとする。

- 一 地階又は3階以上の階を法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途(屋外観覧場を除く。)に供する建築物(地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のもの(以下「特定規模建築物」という。)を除く。)及び当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が200㎡以上の建築物
- 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
- 三 地階又は3階以上の階を病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。第3第二号において同じ。)、ホテル又は旅館の用途に供する建築物(特定規模建築物を除く。)及び当該用途に供する2階の部分(病

定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件

院又は診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300㎡以上の建築物

四 地階又は3階以上の階を次項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）及び当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物

五 3階以上の階を法別表第1(イ)欄**3項**に掲げる用途（学校又は学校に附属する体育館その他これに類する用途を除く。）に供する建築物（特定規模建築物を除く。）及び当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物

六 地階又は3階以上の階を法別表第1(イ)欄**4項**に掲げる用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）、当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物及び当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物

2 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。

一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）

二 助産施設、乳児院及び障害児入所施設

三 助産所

四 盲導犬訓練施設

五 救護施設及び更生施設

六 老人短期入所施設その他これに類するもの

七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム

八 母子保健施設

九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

第2 令第16条第3項第一号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない昇降機は、次に掲げるものとする。

一 籠が住戸内のみを昇降するもの

二 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第六号に規定するエレベーター

三 小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いもの

第3 令第16条第3項第二号に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備は、次に掲げる建築物に設ける随時閉鎖又は作動のできるもの（防火ダンパーを除く。）以外のものとす。

一 第1第1項各号に掲げる建築物（避難階以外の階を法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。）

二 病院、診療所又は第1第2項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物

[令 92 条の 2、94 条、96 条関係]

高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件

平成 12 年 12 月 26 日建設省告示 2466 号

最終改正：令和元年 6 月 25 日国土交通省告示第 203 号

建築基準施行令(昭和25年政令第338号)第 92 条の 2、第 94 条及び第 96 条の規定に基づき、高力ボルトの基準張力、高力ボルト引張接合部の引張りの許容応力度及び高力ボルトの材料強度の基準強度をそれぞれ次のように定める。

第 1 高力ボルトの基準張力

- 一 高力ボルトの基準張力は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

	高力ボルトの品質		高力ボルトの基準張力 (単位 N/mm ²)
	高力ボルトの種類	高力ボルトの締付ボルト張力(単位 N/mm ²)	
(1)	1 種	400以上	400
(2)	2 種	500以上	500
(3)	3 種	535以上	535
この表において、1 種、2 種及び 3 種は、日本産業規格(以下「J I S」という。)B 1186(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)―1995に定める 1 種、2 種及び 3 種の摩擦接合用高力ボルト、ナット及び座金の組合せを表すものとする。			

- 二 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルトの基準張力は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

第 2 高力ボルト引張接合部の引張りの許容応力度

- 一 高力ボルト引張接合部の高力ボルトの軸断面に対する引張りの許容応力度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

高力ボルトの品質	長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度(単位 N/mm ²)	短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度(単位 N/mm ²)
第 1 の表中(1)項に掲げるもの	250	長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度の数値の1.5倍とする
第 1 の表中(2)項に掲げるもの	310	
第 1 の表中(3)項に掲げるもの	330	

- 二 法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト引張接合部の引張りの許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

第 3 高力ボルトの材料強度の基準強度

- 一 高力ボルトの材料強度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

高力ボルトの品質	基準強度(単位 N/mm ²)
F 8 T	640
F 10 T	900
F 11 T	950
この表において、F 8 T、F 10 T及びF 11 Tは、J I S B 1186(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)―1995に定める F 8 T、F 10 T及びF 11 Tの高力ボルトを表すものとする。	

- 二 法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルトの材料強度の基準強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

[令 111 条 1 項関係]

主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件

令和 2 年 3 月 6 日国土交通省告示 249 号

最終改正：令和 5 年 3 月 20 日国土交通省告示第 207 号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第 111 条第 1 項の規定に基づき、主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第 111 条第 1 項に規定する避難上支障がない居室の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 次のイからハまでのいずれか及び第二号へに該当すること。
 - イ 床面積が 30㎡以内の居室(寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供するものを除く。以下この号において同じ。)であること。
 - ロ 避難階の居室で、当該居室の各部分から当該階における屋外への出口の一に至る歩行距離が 30 m 以下のものであること。
 - ハ 避難階の直上階又は直下階の居室で、当該居室の各部分から避難階における屋外への出口又は令第 123 条第 2 項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口の一に至る歩行距離が 20 m 以下のものであること。
- 二 次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
 - (1) 居室(寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供するもの、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)若しくは児童福祉施設等(令第 115 条の 3 第一号に規定する児童福祉施設等をいい、通所のみにより利用されるものを除く。)の用に供するもの及び地階に存するものを除く。以下同じ。)から令第 120 条の規定による直通階段(以下単に「直通階段」という。)に通ずる廊下等(廊下その他の避難の用に供する建築物の部分を用い。以下同じ。)が、不燃材料で造り、又は覆われた壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。)で令第 112 条第 19 項第二号に規定する構造であるもので区画されたものであること。
 - (2) 当該居室から直通階段に通ずる廊下等が、スプリンクラー設備(水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。)、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの(以下「スプリンクラー設備等」という。)を設けた室以外の室(令第 128 条の 6 第 2 項に規定する火災の発生のおそれの少ない室(以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。)を除く。)に面しないものであり、かつ、火災の発生のおそれの少ない室に該当する場合を除き、スプリンクラー設備等を設けたものであること。
 - ロ 直通階段が、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 直通階段の階段室が、その他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第 2 条第九号の二に規定する防火設備で令第 112 条第 19 項第二号に規定する構造であるもので区画されたものであること。
 - (2) 直通階段が屋外に設けられ、かつ、屋内から当該直通階段に通ずる出入口に(1)に規定する防火設備を設けたものであること。
 - ハ 避難階における階段から屋外への出口に通ずる廊下等(火災の発生のおそれの少ない室に該当するものに限る。ただし、当該廊下等にスプリンクラー設備等を設けた場合においては、この限りでない。)が、準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の二に規定する防火設備で令第 112 条第 19 項

1 時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件

第二号に規定する構造であるもので区画されたものであること。

- ニ 居室から直通階段に通ずる廊下等が、火災の発生のおそれの少ない室に該当すること。（ただし、不燃材料で造り、又は覆われた壁又は戸で令第112条第19項第二号に規定する構造であるもので区画された居室に該当する場合において、次の(1)から(3)までに定めるところにより、当該居室で火災が発生した場合においても当該居室からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さに基づき検証する方法により確かめられたときは、この限りでない。）
 - (1) 当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。）の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでの時間を、令和3年国土交通省告示第475号第一号イ及びロに掲げる式に基づき計算した時間を合計することにより計算すること。
 - (2) (1)の規定によって計算した時間が経過したときにおける当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスの高さ、令和3年国土交通省告示第475号第二号に掲げる式に基づき計算すること。
 - (3) (2)の規定によって計算した高さが、1.8 mを下回らないことを確かめること。
- ホ 居室及び当該居室から地上に通ずる廊下等（採光上有効に直接外気に開放された部分を除く。）が、令第126条の5に規定する構造の非常用の照明装置を設けたものであること。
- ハ 令第110条の5に規定する基準に従って警報設備（自動火災報知設備に限る。）を設けた建築物の居室であること。

[令 112 条 2 項 関係]

1 時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件

令和元年6月21日国土交通省告示195号

最終改正：令和5年3月20日国土交通省告示第207号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第2項の規定に基づき、1時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第112条第2項に規定する1時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法は次のとおりとする。

- 第1 壁**の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあつては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。
 - 令第112条第2項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。
 - イ 耐火構造とすること。
 - ロ 特定準耐火構造（通常火災終了時間が1時間以上である建築物の主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が1時間以上である建築物の主要構造部（法第27条第1項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法をいう。以下同じ。）とすること。
 - ハ 間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(7)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

1 時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件

- (1) 平成 12 年建設省告示第 1399 号第 1 第三号へ(1)から(3)までのいずれかに該当するもの
- (2) 厚さが 12mm 以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）を 2 枚以上張ったもの
- (3) 厚さが 8 mm 以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが 12mm 以上のせっこうボードを張ったもの
- (4) 厚さが 16mm 以上の強化せっこうボード
- (5) 厚さが 12mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 9 mm 以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの
- (6) 厚さが 9 mm 以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが 12mm 以上の強化せっこうボードを張ったもの
- (7) 厚さが 35mm 以上の軽量気泡コンクリートパネル
- 二 間柱及び下地を木材又は鉄材で作り、かつ、その両側にハ(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。
- ホ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成 19 年農林水産省告示第 1152 号）第 2 条、単板積層材の日本農林規格（平成 20 年農林水産省告示第 701 号）第 1 部簡条 3 又は直交集成板の日本農林規格（平成 25 年農林水産省告示第 3079 号）簡条 3 に規定する使用環境 A 又は B の表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
- (1) 当該壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。
- (i) 接合部のうち木材で造られた部分の片側（当該壁が面する室内において発生する火災による火熱が当該壁の両側に同時に加えられるおそれがある場合にあっては、両側。以下同じ。）の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。
- (一) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤（以下単に「接着剤」という。）として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂（以下「フェノール樹脂等」という。）を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが 12mm 以上の場合に限る。） 4.5cm
- (二) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが 21mm 以上の場合に限る。） 6 cm
- (ii) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。
- (iii) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。
- (2) 当該壁を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
- (i) 主要構造部である壁のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(1)(i)(一)又は(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(一)又は(二)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面（(ii)において「残存断面」という。）について、令第 82 条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。
- (ii) (i)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第 94 条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。
- (3) 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部へ

1 時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件

の炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

- 二 令第112条第2項第二号に定める基準に適合する**非耐力壁である間仕切壁**の構造方法にあつては、次に定めるものとする。
 - イ 耐火構造とすること。
 - ロ 特定準耐火構造とすること。
 - ハ 前号ハ又は二に定める構造とすること。
- 二 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - (1) 壁の厚さが、次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であること。
 - (i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが12mm以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが12mm以上で、かつ、加熱面の表面から4.5cmの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 7.5cm
 - (ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが21mm以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが21mm以上で、かつ、加熱面の表面から6cmの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 9cm
 - (2) 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。
- 三 令第112条第2項に定める基準に適合する**耐力壁**である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。
 - イ 耐火構造とすること。
 - ロ 特定準耐火構造とすること。
 - ハ 間柱及び下地を**木材**で作り、その屋外側の部分に次の(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)から(7)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
 - (1) 平成12年建設省告示第1399号第1第三号へ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆（同号へ(1)又は(2)に該当するものにあつては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しくはしっくいを塗ったものに限る。）
 - (2) 厚さが18mm以上の硬質木片セメント板
 - (3) 塗厚さが20mm以上の鉄網モルタル
 - (4) 塗厚さが20mm以上の鉄網軽量モルタル（モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の8%以下のものに限る。以下同じ。）
 - (5) 第一号ハ(7)に該当するもの
 - (6) 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板の上に厚さが10mm以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの
 - ニ 間柱及び下地を**木材**又は**鉄材**で作り、その屋外側の部分にハ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を**木材**のみで造ったものを除く。）とすること。
 - ホ 第一号ホに定める構造とすること。
- 四 令第112条第2項第二号及び第三号に定める基準に適合する**非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分**の構造方法にあつては、次に定めるものとする。
 - イ 耐火構造とすること。
 - ロ 特定準耐火構造とすること。
 - ハ 前号ハ又は二に定める構造とすること。

ニ 第二号ニに定める構造とすること。

第2 令第112条第2項第一号に定める基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 耐火構造とすること。
- ニ 特定準耐火構造とすること。
- 三 第1第一号ハ(2)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆を設け、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - イ 令第46条第2項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。
 - ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和62年建設省告示第1901号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「2.5cm」とあるのは「4.5cm」と、同号ロ中「3cm」とあるのは「6cm」と読み替えるものとする。第4第三号ロにおいて同じ。
 - ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和62年建設省告示第1902号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「2.5cm」とあるのは「4.5cm」と、同号ロ中「3cm」とあるのは「6cm」と読み替えるものとする。第4第三号ハにおいて同じ。
 - ニ 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第3 令第112条第2項第一号及び第二号に定める基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあっては、取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

- 一 耐火構造とすること。
- ニ 特定準耐火構造とすること。
- 三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
 - (1) 厚さが12mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下「合板等」という。）の上に厚さが12mm以上のせっこうボード、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの
 - (2) 厚さが12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又はせっこうを塗ったもの
 - (3) 厚さ40mm以上の木材
 - (4) 畳（ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。）
 - ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
 - (1) 厚さが12mm以上のせっこうボードを2枚以上張ったもの（その裏側に厚さが50mm以上のロックウール（かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。）を設けたものに限る。）
 - (2) 厚さが12mm以上の強化せっこうボードを2枚以上張ったもの
 - (3) 厚さが15mm以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さが50mm以上のロックウール又はグラスウールを設けたものに限る。）
 - (4) 厚さが12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが9mm以上のロックウール吸音板を張ったもの
- 四 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - イ 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を

1 時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件

有効に防止することができる構造であること。

- (1) 接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値の部分を除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。
 - (i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが12mm以上の場合に限る。） 4.5cm
 - (ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが21mm以上の場合に限る。） 6cm
 - (2) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。
 - (3) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。
- 当該床を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
- (1) 主要構造部である床のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面（(2)において「残存断面」という。）について、令第82条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。
 - (2) (1)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第94条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。
- ハ 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第4 令第112条第2項第一号に定める基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 耐火構造とすること。
- 二 特定準耐火構造とすること。
- 三 第3条第三号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆を設け、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - イ 令第46条第2項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。
 - ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和62年建設省告示第1901号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。
 - ハ 当該はりを有する建築物全体が、昭和62年建設省告示第1902号に定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
 - ニ 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第5 令第112条第2項第二号に定める基準に適合する軒裏の構造方法は、次に定めるもの（第二号に定める構造方法にあっては、取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

- 一 特定準耐火構造とすること。
- 二 次のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
 - イ 厚さが15mmの強化せっこうボードの上に金属板を張ったもの
 - ロ 繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が16mm以上のもの

- ハ 第1第三号ハ(2)から(4)まで又は(6)のいずれかに該当するもの
- 三 野地板（厚さが30mm以上のものに限る。）及びたるきを木材で造り、これらと外壁（軒桁を含む。）との隙間に次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。
- イ 厚さが12mm以上の木材の面戸板の屋内側に厚さが40mm以上のしっくい、土又はモルタル（口において「しっくい等」という。）を塗ったもの
- ロ 厚さが30mm以上の木材の面戸板の屋内側又は屋外側に厚さが20mm以上のしっくい等を塗ったもの（屋内側にしっくい等を塗ったものにあつては、火災により当該面戸板が除かれた場合に当該しっくい等が自立する構造であるものに限る。）

[令 112 条 18 項ただし書関係]

警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を定める件

令和2年3月6日国土交通省告示 250 号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第18項ただし書の規定に基づき、警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を次のように定める。

第1 この告示は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する建築物の部分（以下「特定用途部分」という。）を次に掲げる用途に供する場合であつて、特定用途部分と特定用途部分に接する部分（特定用途部分の存する階にあるものを除く。）とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、特定用途部分に接する部分（特定用途部分の存する階にあるものに限る。第2において同じ。）を法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途又は病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）若しくは児童福祉施設等（建築基準法施行令（以下「令」という。）第115条の3第一号に規定するものをいう。以下同じ。）（通所のみにより利用されるものを除く。）の用途に供しない場合について適用する。

- 一 ホテル
- 二 旅館
- 三 児童福祉施設等（通所のみにより利用されるものに限る。）
- 四 飲食店
- 五 物品販売業を営む店舗

第2 令第112条第18項ただし書に規定する警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準は、特定用途部分及び特定用途部分に接する部分に令第110条の5に規定する構造方法を用いる警報設備（自動火災報知設備に限る。）を同条に規定する設置方法により設けることとする。

[令 113 条 1 項 二 号、三 号 関 係] 防火壁及び防火床の構造方法を定める件

令和元年 6 月 21 日 国土交通省告示 197 号

最終改正：令和 2 年 4 月 1 日 国土交通省告示第 508 号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第 113 条第 1 項 第二号及び第三号の規定に基づき、防火壁及び防火床の構造方法を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第 113 条第 1 項 第二号に規定する通常の火災による防火壁又は防火床以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が伝えられた場合に倒壊しない防火壁及び防火床の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 木造の建築物においては、無筋コンクリート造又は組積造としないこと。
- 二 防火壁にあっては、自立する構造とすること。
- 三 防火床にあっては、これを支持する壁(耐力壁に限る。)、柱及びはり耐火構造とすること。

第 2 令第 113 条第 1 項 第三号に規定する通常の火災時において防火壁又は防火床で区画された部分から屋外に出た火災による当該防火壁又は防火床で区画された他の部分への延焼を有効に防止できる防火壁及び防火床の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 防火壁にあっては、その両端及び上端を、建築物の外壁面及び屋根面から 50cm(防火壁の中心線から水平距離 1.8 m 以内の部分において、外壁が防火構造であり、かつ、屋根の構造が平成 12 年建設省告示第 1367 号の規定に適合するもの又は令第 109 条の 3 第一号の規定による認定を受けたものである場合において、これらの部分に開口部がないときにあっては、10cm)以上突出させること。ただし、防火壁を設けた部分の外壁又は屋根が防火壁を含み桁方向に幅 3.6 m 以上にわたって耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部があって、これに建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第 2 条第九号の二口に規定する防火設備が設けられている場合においては、その部分については、この限りでない。
- 二 防火床にあっては、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - イ 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - (1) 防火床(屋外にある部分の裏側の部分の仕上げを不燃材料でしたものに限る。)が建築物の外壁面から 1.5 m 以上突出したものであるほか、防火床の上方で、防火床の中心線から垂直距離 5 m 以内の部分において、外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、外壁及び軒裏の屋外側の部分の仕上げが準不燃材料でされ、外壁の開口部に法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。
 - (2) 防火床の下方で、防火床の中心線から垂直距離 5 m 以内の部分において、外壁が耐火構造であり、かつ、外壁の屋外側の部分の仕上げが不燃材料でされ、外壁の開口部に法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。
 - (3) 防火床の上方及び下方で、防火床の中心線から垂直距離 5 m 以内の部分において、外壁及び軒裏が準耐火構造であり、かつ、外壁及び軒裏の屋外側の部分の仕上げが準不燃材料でされ、外壁の開口部に法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。
 - ロ 防火床を貫通する堅穴部分(令第 112 条第 11 項に規定する堅穴部分をいう。以下同じ。)と当該堅穴部分以外の部分とが耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で同条第 19 項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。

[令 123 条 3 項 2 号 関係]

特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件

平成 28 年 4 月 22 日国土交通省告示 696 号

最終改正：令和 4 年 5 月 31 日国土交通省告示第 599 号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第 123 条第 3 項第二号の規定に基づき、特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第 123 条第 3 項第二号に規定する特別避難階段の付室の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

- 一 通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、**外気に向かって開くことのできる窓**(常時開放されている部分を含む。以下同じ。)(次に掲げる基準に適合するものに限る。)を設けたものであること。
 - イ 排煙時に煙に接する部分は、**不燃材料**で造ること。
 - ロ 付室の**天井**(天井のない場合においては、屋根。以下同じ。)又は**壁の上部**(床面からの高さが天井の高さの $\frac{1}{2}$ 以上の部分をいう。)に設けること。
 - ハ 開口面積は、**2㎡**(付室を令第 129 条の 13 の 3 第 3 項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する場合(以下「兼用する場合」という。)にあっては、**3㎡**)以上とすること。
 - ニ 常時閉鎖されている部分の開放は、**手動開放装置**により行なうものとする。
 - ホ ニの手動開放装置のうち手で操作する部分は、付室内の壁面の床面から 0.8 m 以上 1.5 m 以下の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を示す**標識**を設けること。
- 二 通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、**最上部を直接外気に開放する排煙風道**による**排煙設備**(次に掲げる基準に適合するものに限る。)を設けたものであること。
 - イ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、**不燃材料**で造ること。
 - ロ **排煙口**は、開口面積を**4㎡**(兼用する場合にあっては、**6㎡**)以上とし、**前号ロ**の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。
 - ハ **排煙口**には、**前号ホ**の例により**手動開放装置**を設けること。
 - ニ **排煙口**は、ハの手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、**閉鎖状態を保持**し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。
 - ホ **排煙風道**は、**内部の断面積**を**6㎡**(兼用する場合にあっては、**9㎡**)以上とし、鉛直に設けること。
 - ヘ **給気口**は、開口面積を**1㎡**(兼用する場合にあっては、**1.5㎡**)以上とし、付室の床又は壁の下部(床面からの高さが天井の高さの $\frac{1}{2}$ 未満の部分を含む。)に設け、かつ、**内部の断面積**が**2㎡**(兼用する場合にあっては、**3㎡**)以上で**直接外気に通ずる給気風道に直結**すること。
 - ト 電源を必要とする排煙設備には、**予備電源**を設けること。
 - チ 電源、電気配線及び電線については、昭和 45 年建設省告示第 1829 号の規定に適合するものであること。
- 三 通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、**排煙機**による**排煙設備**(次に掲げる基準に適合するものに限る。)を設けたものであること。
 - イ **排煙口**は、**第一号ロ**の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。
 - ロ **排煙機**は、**1 秒間につき 4㎡**(兼用する場合にあっては、**6㎡**)以上の空気を排出する能力を有し、かつ、排煙口の 1 の開放に伴い、自動的に作動するものとする。
 - ハ **前号イ**、**ハ**、**ニ**及び**ヘ**から**チ**までに掲げる基準に適合すること。

特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件

- 四** 通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、令第126条の3第2項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備（平成12年建設省告示第1437号第一号又は第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。
- 五** 通常の火災時に生ずる煙が付室に流入することを有効に防止することができるものとして、加圧防排煙設備（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。
- イ** 付室に設ける給気口その他の排煙設備の部分にあつては、次に掲げる基準に適合する構造であること。
- (1) 給気口その他の排煙設備の煙に接する部分は、不燃材料で造ること。
 - (2) 給気口は、次に掲げる基準に適合する構造であること。
 - (i) 第一号ホの例により手動開放装置を設けること。
 - (ii) 給気風道に直結すること。
 - (iii) 開放時に給気に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有するものであること。
 - (3) 給気風道は、煙を屋内に取り込まない構造であること。
 - (4) (2)の給気口には、送風機が設けられていること。
 - (5) 送風機の構造は、給気口の開放に伴い、自動的に作動するものであること。
- ロ** 付室は、次の(1)から(5)までに該当する空気逃し口を設けている隣接室（付室と連絡する室のうち階段室以外の室をいう。以下同じ。）又は当該空気逃し口を設けている一般室（隣接室と連絡する室のうち付室以外の室をいう。以下同じ。）と連絡する隣接室と連絡しているものであること。
- (1) イ(2)の給気口の開放に伴って開放されるものであること。
 - (2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものであること。
 - (i) 直接外気に接するものであること。
 - (ii) 厚さが0.15cm以上の鉄板及び厚さが2.5cm以上の金属以外の不燃材料で造られており、かつ、常時開放されている排煙風道と直結するものであること。
 - (3) 次の(i)及び(ii)に該当する構造の戸その他これに類するものを設けること。
 - (i) (1)の規定により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する排煙風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合は、この限りでない。
 - (ii) 開放時に生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造であること。
 - (4) 不燃材料で造られていること。
 - (5) 開口面積（ m^2 で表した面積とする。ハ(2)(イ)口において同じ。）が、次の式で定める必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が0以下となる場合は、この限りでない。

$$A_p = \frac{VH - V_e}{7}$$

この式において、 A_p 、 V 、 H 及び V_e は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_p 必要開口面積（単位 m^2 ）

V 付室と隣接室を連絡する開口部（以下「遮煙開口部」という。）を通過する排出風速（単位 $\text{m}/\text{秒}$ ）

H 遮煙開口部の開口高さ（単位 m ）

V_e 当該隣接室又は一般室において当該空気逃し口からの水平距離が30m以下となるように設けられた排煙口のうち、令第126条の3第1項第七号の規定に適合する排煙風道で、かつ、開放されているものに直結する排煙口（不燃材料で造られ、かつ、付室の給気口の開放に伴い自動的に開放されるものに限る。）の排煙機（当該排煙口の開放に伴い自動的に作動するものに限る。）による排出能力（単位 $\text{m}^3/\text{秒}$ ）

- ハ** 遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める基準に適合する構造であること。

(1) 遮煙開口部における排出風速（m/秒で表した数値とする。）が、当該遮煙開口部の開口幅を40cmとしたときに、次の(i)から(iii)までに掲げる場合に依り、それぞれ(i)から(iii)までの式によって計算した必要排出風速以上であること。

(i) 隣接室が、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁（小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合には、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は特定防火設備（当該特定防火設備を設ける開口部の幅の総和を当該壁の長さの $\frac{1}{4}$ 以下とする場合に限る。）で区画され、かつ、令第129条第2項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）である場合

$$V = 2.7\sqrt{H}$$

(ii) 隣接室が、平成12年建設省告示第1400号第16号に規定する不燃材料の壁（小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合には、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第九号の二に規定する防火設備で区画され、かつ、火災の発生のおそれの少ない室である場合

$$V = 3.3\sqrt{H}$$

(iii) (i)又は(ii)に掲げる場合以外の場合

$$V = 3.8\sqrt{H}$$

(i)から(iii)までの式において、 V 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 必要排出風速（単位 m/秒）

H 遮煙開口部の開口高さ（単位 m）

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

(i) 次のイ及びロに適合するものであること。

イ 遮煙開口部に設けられている戸の部分のうち、天井から80cmを超える距離にある部分にガラリその他の圧力調整装置が設けられていること。ただし、遮煙開口部に近接する部分（当該遮煙開口部が設けられている壁の部分のうち、天井から80cmを超える距離にある部分に限る。）にロに規定する必要開口面積以上の開口面積を有する圧力調整ダンパーその他これに類するものが設けられている場合においては、この限りでない。

ロ イの圧力調整装置の開口部の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であること。

$$A_{dmp} = 0.04VH$$

この式において、 A_{dmp} 、 V 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{dmp} 必要開口面積（単位 m^2 ）

V 遮煙開口部を通過する排出風速（単位 m/秒）

H 遮煙開口部の開口高さ（単位 m）

(ii) 遮煙開口部に設けられた戸が、イ(4)の送風機を作動させた状態で、100 N以下の力で開放することができるものであること。

二 第二号ト及びチに掲げる基準に適合すること。

ホ 法第34条第2項に規定する建築物に設ける加圧防排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとする。

[令 126 条の 2 第 1 項五号関係]

排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件

平成 12 年 5 月 31 日建設省告示 1436 号

最終改正：令和 2 年 4 月 1 日国土交通省告示第 508 号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第 126 条の 2 第 1 項第五号の規定に基づき、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第 126 条の 2 第 1 項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。

- 次に掲げる基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分
 - イ 令第 126 条の 3 第 1 項第一号から第三号まで、第七号から第十号まで及び第十二号に定める基準
 - ロ 当該排煙設備は、1 の防煙区画部分(令第 126 条の 3 第 1 項第三号に規定する防煙区画部分をいう。以下同じ。)にのみ設置されるものであること。
 - ハ 排煙口は、常時開放状態を保持する構造のものであること。
 - ニ 排煙機を用いた排煙設備にあっては、手動始動装置を設け、当該装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から 80cm 以上 1.5 m 以下の高さの位置に、天井からつり下げて設ける場合においては床面からおおむね 1.8 m の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。
- 令第 112 条第 1 項第一号に掲げる建築物の部分(令第 126 条の 2 第 1 項第二号及び第四号に該当するものを除く。)で、次に掲げる基準に適合するもの
 - イ 令第 126 条の 3 第 1 項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号までに掲げる基準
 - ロ 防煙壁(令第 126 条の 2 第 1 項に規定する防煙壁をいう。以下同じ。)によって区画されていること。
 - ハ 天井(天井のない場合においては、屋根。以下同じ。)の高さが 3 m 以上であること。
 - ニ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしてあること。
 - ホ 排煙機を設けた排煙設備にあっては、当該排煙機は、1 分間に 500㎡以上で、かつ、防煙区画部分の床面積(2 以上の防煙区画部分に係る場合にあつては、それらの床面積の合計) 1㎡につき 1㎡以上の空気を排出する能力を有するものであること。
- 次に掲げる基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分(天井の高さが 3 m 以上のものに限る。)
 - イ 令第 126 条の 3 第 1 項各号(第三号中排煙口の壁における位置に関する規定を除く。)に掲げる基準
 - ロ 排煙口が、床面からの高さが、2.1 m 以上で、かつ、天井(天井のない場合においては、屋根)の高さの $\frac{1}{2}$ 以上の壁の部分に設けられていること。
 - ハ 排煙口が、当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の下端より上方に設けられていること。
 - ニ 排煙口が、排煙上、有効な構造のものであること。
- 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分
 - イ 階数が 2 以下で、延べ面積が 200㎡以下の住宅又は床面積の合計が 200㎡以下の長屋の住戸の居室で、当該居室の床面積の $\frac{1}{20}$ 以上の換気上有効な窓その他の開口部を有するもの
 - ロ 避難階又は避難階の直上階で、次に掲げる基準に適合する部分(当該基準に適合する当該階の部分(以下「適合部分」という。)以外の建築物の部分の全てが令第 126 条の 2 第 1 項第一号から第三号までのいずれか、前各号に掲げるものいずれか若しくはイ及びハからホまでのいずれかに該当する場合又は適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若しくは壁若しくは同条第 2 項に規定する防火設備で区画されている場合に限る。)

非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第1(イ)欄に掲げる用途以外の用途又は児童福祉施設等（令第115条の3第1項第一号に規定する児童福祉施設等をいい、入所する者の使用するものを除く。）、博物館、美術館若しくは図書館の用途に供するものであること。
- (2) (1)に規定する用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口等（屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。）（当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。
- ハ 法第27条第3項第二号の危険物の貯蔵場又は処理場、自動車庫、通信機械室、繊維工場その他これらに類する建築物の部分で、法令の規定に基づき、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けたもの
- ニ 高さ31m以下の建築物の部分（法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、**室（居室を除く。）**にあつては(1)又は(2)に、**居室**にあつては(3)又は(4)に該当するもの
- (1) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、**居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第2条第九号の二口に規定する防火設備で令第112条第19項第一号に規定する構造であるものを、****それ以外のものに戸又は扉を、**それぞれ設けたもの
- (2) 床面積が100㎡以下で、令第126条の2第1項に掲げる防煙壁により区画されたもの
- (3) 床面積100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備で令第112条第19項第一号に規定する構造であるものによって区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの
- (4) 床面積が100㎡以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの
- ホ 高さ31mを超える建築物の床面積100㎡以下の室で、耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で令第112条第19項第一号に規定する構造であるもので区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの

[令126条の4第四号関係]

非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件

平成12年5月31日建設省告示1411号

最終改正：平成30年3月29日国土交通省告示第516号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の4第四号の規定に基づき、非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第126条の4第四号に規定する避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものは、次の**各号**の**いずれかに**該当するものとする。

- **令第116条の2第1項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室及びこれに類する建築物の部分**

非常用の照明装置の構造方法を定める件

(以下「居室等」という。)で、次のイ又はロのいずれかに該当するもの

- イ **避難階**に存する居室等にあつては、当該居室等の各部分から**屋外への出口**の1に至る歩行距離が**30 m以下**であり、かつ、避難上支障がないもの
- ロ **避難階の直下階又は直上階**に存する居室等にあつては、当該居室等から避難階における**屋外への出口**又は**令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口**に至る歩行距離が**20 m以下**であり、かつ、避難上支障がないもの
- ニ **床面積が30㎡以下の居室**(ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室は、一室とみなす。)で、**地上への出口を有するもの**又は**当該居室から地上に通ずる建築物の部分が次のイ又はロに該当するもの**
- イ 令第126条の5に規定する**構造の非常用の照明装置**を設けた部分
- ロ **採光上有効に直接外気に開放された部分**

[令126条の5第一号ロ、ニ関係] 非常用の照明装置の構造方法を定める件

昭和45年12月28日建設省告示1830号

最終改正：令和元年6月25日国土交通省告示第203号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126条の5第一号ロ及びニの規定に基づき、非常用の照明器具及び非常用の照明装置の構造方法を次のように定める。

第1 照明器具

- 一 照明器具は、耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイからハまでのいずれかに掲げるものとしなければならない。
 - イ **白熱灯**(そのソケットの材料がセラミックス、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂又はポリブチレンテレフタレート樹脂であるものに限る。)
 - ロ **蛍光灯**(即時点灯性回路に接続していないスター型蛍光灯を除き、そのソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はウリア樹脂であるものに限る。)
 - ハ **LEDランプ**(次の(1)又は(2)に掲げるものに限る。)
- (1) 日本産業規格C 8159-1(一般照明用GX16t-5口金付直管LEDランプ-第1部:安全仕様)-2013に規定するGX16t-5口金付直管LEDランプを用いるもの(そのソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はウリア樹脂であるものに限る。)
- (2) 日本産業規格C 8154(一般照明用LEDモジュール-安全仕様)-2015に規定するLEDモジュールで難燃材料で覆われたものを用い、かつ、口金を有しないもの(その接続端子部(当該LEDモジュールの受け口をいう。第三号ロにおいて同じ。))の材料がセラミックス、銅、銅合金、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリフタルアミド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はウリア樹脂であるものに限る。)

- 二 照明器具内の電線（次号ロに掲げる電線を除く。）は、二種ビニル絶縁電線、架橋ポリエチレン絶縁電線、けい素ゴム絶縁電線又はふっ素樹脂絶縁電線としなければならない。
- 三 照明器具内に予備電源を有し、かつ、差込みプラグにより常用の電源に接続するもの（ハにおいて「予備電源内蔵コンセント型照明器具」という。）である場合は、次のイからハまでに掲げるものとしなければならない。
 - イ 差込みプラグを壁等に固定されたコンセントに直接接続し、かつ、コンセントから容易に抜けない措置を講じること。
 - ロ ソケット（第一号ハ(2)に掲げるLEDランプにあっては、接続端子部）から差込みプラグまでの電線は、前号に規定する電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するものとする。
 - ハ 予備電源内蔵コンセント型照明器具である旨を表示すること。
- 四 照明器具（照明カバーその他照明器具に付属するものを含む。）のうち主要な部分は、難燃材料で造り、又は覆うこと。

第2 電気配線

- 一 電気配線は、他の電気回路（電源又は消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第4項第二号に規定する誘導灯に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が、容易に電源を遮断することのできる開閉器を設けてはならない。
- 二 照明器具の口出線と電気配線は、直接接続するものとし、その途中にコンセント、スイッチその他これらに類するものを設けてはならない。
- 三 電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでのいずれかに該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとしなければならない。
 - イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料とした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行う配線
 - ロ 準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行う配線
 - ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行う配線
 - ニ MIケーブルを用いて行う配線
- 四 電線は、600ボルト二種ビニル絶縁電線その他これと同等以上の耐熱性を有するものとしなければならない。
- 五 照明器具内に予備電源を有する場合は、電気配線の途中にスイッチを設けてはならない。この場合において、前各号の規定は適用しない。

第3 電源

- 一 常用の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線によるものとし、その開閉器には非常用の照明装置である旨を表示しなければならない。ただし、照明器具内に予備電源を有する場合は、この限りでない。
- 二 予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続され、かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切り替えられて復帰するものとしなければならない。
- 三 予備電源は、自動充電装置時限充電装置を有する蓄電池（開放型のものにあっては、予備電源室その他これに類する場所に定置されたもので、かつ、減液警報装置を有するものに限る。以下この号において同じ。）又は蓄電池と自家用発電装置を組み合わせたもの（常用の電源が断たれた場合に直ちに蓄電池により非常用の照明装置を点灯させるものに限る。）で充電を行うことなく30分間継続して非常用の照明装置を点灯させることができるものその他これに類するものによるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。

第4 その他

- 一 非常用の照明装置は、常温下で床面において水平面照度で1ルクス（蛍光灯又はLEDランプを用いる

非常用の照明装置の構造方法を定める件

場合によっては、**2ルクス**以上を確保することができるものとしなければならない。

- 二 前号の水平面照度は、十分に補正された低照度測定用照度計を用いた物理測定方法によって測定されたものとする。